

第1回保育士養成課程等検討会	資料1
平成21年11月16日	

「保育士養成課程等検討会」開催要綱

1 目的

子どもや家庭を取り巻く様々な環境の変化等に伴う子どもの育ちの課題や保護者支援の必要性など、保育所や保育士に求められる役割や機能が深化・拡大している。

このため、保育士の専門性や保育の質の向上を目指して、保育所保育指針の改定が行われ、平成21年4月より施行されている。

今般、その改定内容を踏まえた保育士養成課程等の見直しを行うとともに、今後の保育士養成制度の課題について、雇用均等・児童家庭局長が学識者等の参集を求め、検討を行うこととする。

2 構成

(1) 検討会の構成員は別紙のとおりとする。

(2) 検討会に座長を置く。

3 検討事項

(1) 保育士養成課程等の見直しに関する事項

(2) 保育士養成制度の課題に関する事項

4 運営

検討会の庶務は、雇用均等・児童家庭局保育課が行う。

5 その他

この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は、座長が雇用均等・児童家庭局長と協議の上定める。

第1回保育士養成課程等検討会	資料2
平成21年11月16日	

検討会の公開の取扱いについて（案）

検討会、議事要旨及び資料を公開とする。

ただし、特段の事情がある場合には、座長の判断により、会議を非公開とすることができることとする。

【「特段の事情がある場合」とされる具体例】

※「審議会等会合の公開に関する考え方」（厚生労働省通知）より抜粋

- ① 個人に関する情報を保護する必要がある。
- ② 特定の個人等にかかわる専門的事項を審議するため、公開すると外部からの圧力や干渉等の影響を受けること等により、率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるとともに、委員の適切な選考が困難となるおそれがある。
- ③ 公開することにより、市場に影響を及ぼすなど、国民の誤解や憶測を招き、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれがある。
- ④ 公開することにより、特定の者に不当な利益を与え又は不利益を及ぼすおそれがある。

第1回保育士養成課程等検討会	資料3
平成21年11月16日	

「保育士養成課程等検討会」における検討項目

1 検討項目

- ① 改定保育所保育指針を踏まえた保育士養成課程等の見直し
 - (1) 指定保育士養成施設における教科目の見直し
 - (2) 保育士試験における試験科目の見直し

- ② 今後の保育士養成制度の課題
 - (1) 養成課程における制度的課題
 - (2) 保育士のリカレント教育と研修体系

第1回保育士養成課程等検討会	資料4
平成21年11月16日	

保育士養成課程見直しの経緯

<概要>

保育士養成課程は、昭和23年児発第105号児童家庭局長通知「保母養成施設の設置及び運営に関する件」に示されたものに始まり平成13年厚生省告示第198号によるまで、その間計5回の改定がなされてきた。

○昭和23年児発第105号通知「保母養成施設の設置及び運営に関する件」における養成課程の概要

- ・制度発足当時の保母養成所の学科目及び配当時間数

学 科 目	配当時間数	学 科 目	配当時間数
倫 理	40	グループワーク	40
教育学及び教育心理学	40	自然研究及び社会研究	80
保育理論	160	音 楽	200
児童心理学及び精神衛生学	150	リズム	80
生理学及び保健衛生学	80	遊 戯	80
栄養学	40	お 話	40
育児法	40	絵 画	40
小児病学	40	製 作	40
看護学	40	英 語	40
社会事業一般	40	児童福祉に関する法令	特別講義
ケースワーク	40	計	1,350

(注)他に、保育、育児、看護、教護、栄養、音楽、遊戯、絵画、制作等に関する実習がある

○昭和27年厚生省告示第33号による改定の概要

- ・単位制を導入
- ・専門科目甲類を設置、必修科目とした
(設定87単位、履修87単位)
- ・専門科目乙類を設置、選択科目とした
(設定13単位、履修4科目以上選択・6単位以上)

- ・総設定単位100単位、総履修単位93単位以上
- ・リズム、お話、絵画、製作、英語の科目が生活指導科目として設置された。

○昭和37年厚生省告示第328号による改定の概要

- ・専門科目を6つの系列に分類整理
- ・短大においても保母養成を容易にするため、保母資格取得単位数を削減
(93単位以上→73単位以上)
- ・一般教育科目・体育を設置
(設定14単位、履修14単位)
- ・専門科目甲類
(設定52単位、履修52単位)
- ・専門科目乙類・外国語
(設定28単位、履修4科目以上選択・7単位以上)
- ・総設定単位94単位、総履修単位73単位以上

○昭和45年厚生省告示第352号(厚生省告示第328号第1次改正)による改定の概要

- ・専門科目を、「福祉」、「保育・体育」、「心理」、「保健」、「保育内容」、「基礎技能」の6つの系列に分類整理
- ・保母と幼稚園教諭の同時養成を容易にするため、保母資格取得単位数を削減
(73単位以上→68単位以上)
- ・一般教育科目・体育
(設定14単位、履修14単位)
- ・専門科目甲類
(設定46単位、履修46単位)
- ・専門科目乙類・外国語
(設定30単位、履修5科目以上選択・8単位以上)
- ・総設定単位90単位、総履修単位68単位以上

○平成3年厚生省告示第121号による改定の概要

- ・一般教育科目、外国語及び体育を基礎科目とした。
(設定12単位以上、履修10単位以上)
- ・専門科目甲類を必修科目とし、5つの系列(「保育の本質・目的の理解に関する科目」、「保育の対象の理解に関する科目」、「保育の内容・方法の理解に関する科目」、「基礎技能」、「保育実習」)に分類整理
(設定47単位、履修47単位)
- ・専門科目乙類を選択必修科目とし、5つの系列(必修科目と同じ)に分類整理
(設定5系列全てにわたり8科目以上選択・20単位以上、履修5科目以上選択・11単位以上)
- ・総設定単位79単位以上、総履修単位68単位以上

○平成13年厚生労働省告示第198号による改定の概要

- ・「基礎科目」(外国語、体育等)を「教養科目」に名称を変更

- ・教養科目の設置単位を「12単位以上」から「10単位以上」に、履修単位を「10単位以上」から「8単位以上」に変更。総取得単位数は68単位と変わらず。
- ・必修科目として「家族援助論」を新設。
(家族を取り巻く環境の変化等を踏まえ、保育士に求められる家族援助や保護者支援のスキルを修得する。保育士の役割の拡大に対応)
- ・必修科目として「総合演習」を新設。
(幼稚園教諭免許取得のための教育課程との整合性を確保する)
- ・「障害児保育」を選択必修科目から必修科目へ変更。授業形態も講義から演習へ。単位数は2から1に変更。
- ・「養護内容」を選択必修科目から必修科目へ変更。単位数は2から1に変更。
- ・「小児栄養」の授業形態を「講義・実習」から「演習」に変更。単位数を3から2に変更。
- ・「乳児保育」の授業形態を「講義」から「演習」に変更(より実践力を高める)
- ・「社会福祉Ⅱ」を「社会福祉援助技術」に科目名変更(ソーシャルワーク的機能を学ぶ)
- ・選択必修科目の大綱化
(科目名、系列ごとの単位数等の規定をなくし、系列のみを規定。保育士養成校の特色や自主性を尊重)
- ・保育実習を増設(保育実習ⅡまたはⅢを選択必修とし、実習の機会を増やす)

<保育士養成課程等の改定経過>

年月日	保育士養成課程の改定	関連する保育関係事項
S22. 12. 12 S23. 3. 31		児童福祉法制定 児童福祉法施行令・児童福祉法施行規則制定
S23. 4. 8	厚生省児童局長通知第105号 「保母養成施設の設置及び運営に関する件」 (学科目及び配当時間数の規定21科目1,350時間)	児童福祉施設最低基準制定
S23. 12. 29	厚生省告示第33号による改定	
S27. 3. 1	(教員免許法の法制化に伴い、短期大学設置基準に準じた制度に整備・改正。総履修単位93単位以上)	
S37. 9. 26	厚生省告示第328号による改定 (幼稚園教員養成課程との整合性を図る。総履修単位数を93単位から73単位以上に削減)	幼稚園教育要領の制定・施行 保育所保育指針の制定・施行
S39. 4. 1 S40. 8. 6 S45. 9. 30	厚生省告示第352号による改定 (幼稚園教員との同時養成を容易にするため総履修単位を73単位から68単位以上に削減)	幼稚園教育要領の改訂・施行 保育所保育指針の改定・施行
H1. 4. 1 H2. 4. 1		

年月日	保育士養成課程の改定	関連する保育関係事項
H2. 11. 2	中央児童福祉審議会保育対策部会に保母養成検討小委員会設置（以後H3. 3月まで5回にわたり保母養成課程及び保母養成の在り方について検討を行う）	
H3. 7. 5	厚生省告示第121号による改定（施行はH4. 4. 1）（保育指針改定の内容に対応するとともに教科目を5系列に構造化。総単位数は変わらず68単位以上）	
H6. 5. 16		児童の権利に関する条約の批准
H10. 4. 1		改正児童福祉法施行（措置による保育所入所を情報提供に基づく選択に変更等）
H11. 4. 1		児童福祉法改正に伴い保母から保育士に名称変更
H11. 4. 1		幼稚園教育要領改訂・施行
H12. 4. 1		保育所保育指針改定・施行
H12. 5. 24		児童虐待の防止等に関する法律制定
H12. 9. 8	保育士養成課程等検討委員会設置（以後H13. 月まで6回にわたり保育指針改定に伴う保育士養成課程を検討）	
H13. 5. 23	厚生労働省告示第198号による改定（施行はH14. 4. 1）（家族援助論の新設、障害児保育の必修等、保育指針改定の内容に対応。総履修単位数は変わらず）	
H13. 11. 30		児童福祉法の改正に伴い保育士資格の法定化。保育士の定義が「専門的知識及び技術をもつて、児童の保育及び児童の保護者に対する保育に関する指導を行うことを業とする者」とされる。（施行はH15. 11. 29）
H15. 7. 16		次世代育成支援対策推進法制定
H15. 7. 30		少子化社会対策基本法制定
H16. 12. 24		子ども・子育て応援プラン策定
H18. 6. 9		「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」（認定こども園制度の創設。施行は10. 1）

年月日	保育士養成課程の改定	関連する保育関係事項
H18. 12. 22		教育基本法改正（第11条に「幼児期の教育」を規定）
H19. 12. 26		社会保障審議会少子化特別部会設置
H19. 12. 27		「子どもと家族を応援する日本」重点戦略の策定
H20. 2. 27		新待機児童ゼロ作戦
H20. 3. 28		保育所保育指針改定（告示化）
		幼稚園教育要領改訂
H21. 2. 24		少子化特別部会第一次報告「次世代育成支援のための新たな制度体系の設計に向けて」
H21. 2. 27	雇児発第0227005通知「指定保育士養成施設指定及び運営の基準について」（改定保育所保育指針の内容を考慮し、教授内容の一部を変更）	
H21. 4. 1		改定保育所保育指針施行
		改訂幼稚園教育要領施行
H21. 11. 16	保育士養成課程等検討会設置（H22. 3月まで検討予定）	

保育所保育指針改定について

1. 保育所保育指針の趣旨と改定の経緯

保育所保育指針は、全国の認可保育所（現在約2万3千か所、約210万人入所）の保育の内容及び内容に関連する運営に関する事項を定めたものである。本指針は、昭和40年に局長通知として制定されて以降、平成2年、平成12年の二度の改定を経て、平成20年3月28日、三度目の改定により厚生労働大臣による告示となり、本年4月1日に施行されている。

2. 改定の内容

保育指針の改定のねらいは、保育の質の向上であり、保育所が子どもや子育て家庭を取り巻く今日的課題を踏まえ、保育の専門機関として地域社会に貢献することを求めている。主な改定なポイントは以下のとおり。

①保育所の役割の明確化

子どもの保育と保護者支援を担う保育所の役割を明確にするとともに、保育所の社会的責任（子どもの人権の尊重、説明責任の発揮、個人情報保護や苦情解決など）について明記

②保育の内容、養護と教育の充実

子どもの育つ道筋（発達過程）を押さえ、乳幼児期に育ち経験することが望まれる保育の内容を「養護」と「教育」の両面から明記。子どもの健康・安全を守るための体制を示すとともに「食育の推進」が盛り込む。

③小学校との連携

子どもの生活や発達の連続性を踏まえた保育の内容の工夫や小学校との交流、連携を図ること、子どもの就学に際し、子どもの育ちを支える資料を「保育所保育要録」として小学校へ送付することを明記。

④保護者に対する支援の重要性

保護者支援の基本を明らかにした上で、保育所に入所している子どもの保護者に対する支援と地域における子育て支援を示す。

⑤保育の計画と評価、職員の資質向上

これまでの「保育計画」を「保育課程」という名称に改め、保育課程、指導計画に基づく保育実践を自己評価することを新たに規定。また、自己評価を踏まえ全職員が保育所の課題について、園内研修などを通して理解を深め、職員の資質向上、専門性の向上

を図ることを求める。

<過去の保育指針改定に伴う保育士養成課程の検討内容>

	指 針 の 改 定 点	保 育 士 養 成 課 程 の 検 討 内 容
H2 第 二 次 改 定	幼稚園教育要領との整合性を図り、6領域から5領域に変更 乳児保育の一般化等を踏まえ6か月未満の年齢区分を設ける。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 5領域による教育的内容を踏まえた教授内容の充実 ・ 養護（生命の保持及び情緒の安定）に関わる「基礎的事項」を踏まえた教授内容の充実 ・ 6か月未満児を含む年齢・発達に応じた保育内容の充実。 ・ 保母資格と幼稚園教諭免許の同時取得を促進
H12 第 三 次 改 定	<p>地域の子育て家庭に対する支援機能を明記</p> <p>家庭、地域社会、専門機関との連携、協力を明記</p> <p>研修を通じた専門性の向上等</p> <p>乳児保育に係る記載の充実</p> <p>延長・夜間・一時保育等の多様な保育ニーズへの対応</p> <p>SIDS、アトピー性皮膚炎への対応</p> <p>児童虐待への対応</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ ソーシャルワーク機能、対人援助技術の向上 ・ カウンセリングマインドの獲得、ジェンダーフリーの視点 ・ 「保育原理」の充実 ・ 「乳児保育」、「乳児保育Ⅱ」の充実 ・ 長時間保育と児童福祉、特別保育の推進と保育内容の工夫 ・ 「小児保健」、「小児保健Ⅱ」の充実 ・ 児童相談所等との連携、ソーシャルワーク機能、家庭支援の向上

保育士養成課程の教科目

	系 列	教 科 目	単 位 数		留 意 事 項
			設 置	履 修	
教 養 科 目		外国語（演習）	2以上		） 名称変更（←基礎科目）
		体育（講義）	1	1	
体育（実技）	1	1			
その他	6以上				
	小 計		10以上	8以上	設置単位数減少（←12） 履修単位数減少（←10）
必 修 科 目	保育の本質・目的の理解に関する科目	社会福祉（講義）	2	2	） 名称変更（←社会福祉Ⅰ） 名称変更（←社会福祉Ⅱ）
		社会福祉援助技術（演習）	2	2	
		児童福祉（講義）	2	2	
		保育原理（講義）	4	4	
		養護原理（講義）	2	2	
		教育原理（講義）	2	2	
	保育の対象の理解に関する科目	発達心理学（講義）	2	2	） 授業形態変更（←講義・実習） 単位数減少（←3）
		教育心理学（講義）	2	2	
		小児保健（講義・実習）	5	5	
		小児栄養（演習）	2	2	
	精神保健（講義）	2	2	） 新設	
家族援助論（講義）	2	2			
保育の内容・方法の理解に関する科目	保育内容（演習）	6	6	） 授業形態変更（←講義） 履修形態変更（←選択必修） 授業形態変更（←講義） 単位数減少（←2）	
	乳児保育（演習）	2	2		
	障害児保育（演習）	1	1		
	養護内容（演習）	1	1		
基礎技能	基礎技能（演習）	4	4	） 単位数減少（←6）	
保育実習	保育実習（実習）	5	5		
総合演習	総合演習（演習）	2	2	） 新設	
	小 計		50	50	） 単位数増加（←47）
選 択 必 修 科 目	保育の本質・目的の理解に関する科目	保育の対象の理解に関する科目	17以上	8以上	） 大綱化（←科目名）
		保育の内容・方法の理解に関する科目			
		基礎技能			
	保育実習	保育実習Ⅱ（実習）	2	2	
		保育実習Ⅲ（実習）	2	以上	
	小 計		19以上	10以上	設置単位数減少（←20） 履修単位数減少（←11）
合 計			79以上	68以上	

平成18・19・20年度
厚生労働科学研究費補助金
政策科学総合研究事業

最終報告(抜粋)

平成21年3月31日

社団法人全国保育士養成協議会
常務理事

大嶋 恭二 共立女子大学

「保育サービスの質に関する調査研究」

①保育士養成に関する研究

②保育所保育指針に関する研究

(平成18年度終了)

保育士養成に関する研究

I 研究の目的

- 1 保育士資格のありかたについての検討
- 2 修業年限やカリキュラムなど保育士養成課程のあり方の検討
- 3 保育士試験のあり方についての検討
など、保育士養成についての全般的な研究を行う。


II 研究の経過

1 保育所、その他の児童福祉施設、障害児・者施設などに対する質問紙調査（平成18年度）

2 保育、福祉関係団体の有識者及び学識経験者等に対するヒアリング調査（平成18年度）

3 指定保育士養成施設に対する質問紙調査（平成19年度）

4 指定保育士養成施設教職員及びその他学識経験者に対するヒアリング調査（平成19年度）



(1) それまでの2年間の研究結果を踏まえ、
研究の全体的なまとめを行う。

保育士の性格、養成年限、養成課程保育
士試験による資格取得のありかた等々につ
いての具体的な方向性について考える

(2) 補足的調査(ヒアリング調査)

保育士の業務の対象となる施設サービス利
用者の意向の把握(保育所保護者、入所施
設の利用者・保護者等)

2 保育士養成課程

2つの方向から養成課程を検討

A案: 現行の養成課程を基本

- 現行の養成課程をもとに、編成し直していく

B案: 新たな視点からの養成課程

- 今後の保育士に必要な専門性をもとに、養成課程を考える

保育士養成課程検討の方針 (A案・B案 共通の考え方)

- 社会の要請(保育所保育指針の改定等)に応える必修科目の検討
- 2年制養成課程の総単位数は、現行通り68単位とする
- 4年制養成課程は、2年制課程を基礎として、より専門性を深化、拡充させる
- 現職保育士等のステップアップの仕組みをつくる
- 原則として、専門科目、教養科目とも大綱化して養成校の独自性を保証する

現行の養成課程から考える A案

(1) 検討の手続きについて

- 現行の養成課程をもとに、編成し直していく

(2) 2年制養成課程案

- ・ 総単位数を68単位とし、現行の2年制課程から減らさない。
- ・ 選択必修科目8単位→11単位

具体的に検討した事項について

①名称の変更・内容の拡充

・「保育原理」(講義2)

⇒「保育原理」(講義2単位)+「保育者論」(講義2単位)

* 保育者論では、保育者の倫理と専門性、職務等を扱う

・「家族援助論」

⇒「家庭支援論」(講義2単位)

* 子どもの背景にある家庭を支援するという視点を明確にする

② 科目の改編 その1

・「小児保健」(講義4単位・実習1単位)

* ただし、精神保健を含む(子どもの心身の発達に関して総合的に学ぶ)。

② 科目の改編 その2

- ・「発達心理学」(講義2単位)
* 教育心理学を含めて学ぶ
- ・「教育原理」(講義2単位)
* 教育心理学を含めて学ぶ
- ・「総合演習」(演習2単位)→必修科目としては廃止

③科目の新設

- ・「計画と評価」(講義2単位)
* 保育課程、指導計画、評価等について扱う。
* 保育所保育に限らず児童養護施設や乳児院など福祉施設における計画と評価等も含む。

④ 科目の強化

・「保育実習Ⅱ・Ⅲ」(実習2単位)



「保育実習Ⅱ・Ⅲ」

(実習2単位＋事前事後指導1単位)

(3) 4年制養成課程案 (A1案・A2案)

- ・ 総単位数を90単位として、養成校の独自性をよりだせるように配慮する。
- ・ 実習の強化・充実

① 科目の改編

- ・「基礎技能」(演習)4→6単位に増加

② 科目の新設

- ・「家庭支援演習」(演習2単位)
 - * 保護者支援の具体的な方法、地域子育て支援、地域との交流や連携について学ぶ。
- ・「施設経営論」(講義2単位)
 - * 保育所保育指針「第7章 職員の資質向上」等の内容を扱う。(施設長の責務等)

③ 実習の強化

A1案

- 「保育実習ⅣまたはⅤ」を設置する。実習の充実を図るため、保育所実習または施設実習を2単位＋事前事後指導1単位。
- 「児童福祉施設インターンシップ」(必修1単位)を設置する。実質30時間程度の実地体験を自主的に行う。適切な進路選択に資するとともに、実践経験を積む。

A2案

- 「保育実習ⅣまたはⅤ」を設置。
- 専門性の充実として長期実習を実施する。
- 保育所実習または施設実習12単位＋事前事後指導1単位を置く。
- 例えば、13単位の具体案には、ガイダンスに1週、前半6週、中間カンファレンス(養成校)1週、後半6週、最終カンファレンス1週(養成校)で15週などが考えられる。長期実習にあたっては、実習指導の方法等に配慮する。

長期実習の必要性について

* 保護者支援の重要性が増加しているが、短期間の実習ではその力をつけることができない。子どもとは関われるが、保護者とのかかわりを学ぶだけの時間がない。

* 保育機能が多様化し、保育士の業務内容も複雑化している。就労場所も広がりを見せており、長期実習は必要になってきている。

新たな視点から養成課程を考える B案

(1) 検討の手続きについて

保育士の専門性の抽出

保育士が働く職場6か所を取り上げ、
法律(児童福祉法・児童福祉施設最低基準)
これに準ずる保育内容として規定されている
もの、国による検討会の報告書等に基づき、
それぞれの専門性を抽出した。

保育士の職場と専門性の抽出に 依拠した法律等

- a 保育所(改定保育所保育指針／2008.03.)
- b 地域子育て支援拠点(地域子育て支援拠点事業要綱／2007.04.)
- c 乳児院(社会保障審議会児童部会社会的養護専門委員会「社会的養護体制の拡充のための具体的施策」報告書／2007.07.)
- d 児童養護施設(社会保障審議会児童部会社会的養護専門委員会「社会的養護体制の拡充のための具体的施策」報告書／2007.07.)

- e 障害児施設(障害児支援の見直しに関する検討会 報告書／2007.04.)
- f 認定こども園(認定こども園に関する国の指針;(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条第1項第4号及び同条第2項第3号の規定に基づき、文部科学大臣と厚生労働大臣とが協議して定める施設の設備及び運営に関する基準／2006.08.)

(2) 2年制養成課程案

保育士の専門性を抽出

- ・保育士としての専門性の土台となるもの
- ・各領域(a～fの施設)を横断して共通するもの



保育士の専門性のコア

具体的に検討した事項について

① 名称の変更・内容の拡充

「保育原理」(講義2)

⇒「保育原理」(講義2) + 「保育者論」(講義2)

「社会福祉援助技術」(演習2)

⇒「相談援助 I (保護者支援のスキル)」[新設]

「相談援助 II (ソーシャルワーク・スキル)」

「総合演習」(演習2) ⇒「保育実践演習」(演習2)

「保育内容」(演習6) ⇒養護の内容含む

「小児栄養」(演習2) ⇒「小児栄養」(講義2)

② 科目の改編

- ・「発達心理学」(講義2単位)
⇒「教育心理学」を含めて学ぶ
- ・「教育原理」(講義2単位)
⇒「教育心理学」を含めて学ぶ
- ・「小児保健」(講義4単位・実習1単位)
⇒「精神保健」を含めて心身の健康について総合的に学ぶ。

③ 科目の新設

- ・「地域福祉」(講義2単位)
今日の保育士に要請される地域に目を向けて協働する視点
- ・「計画と評価」(講義2単位)
保育所では保育課程等、養護系・障害系施設では自立支援計画と、いずれも計画を策定することの重要性が高まっている。

④ 科目の強化

- ・「相談援助」(演習1単位)
家庭への支援の必要が高まっている
指針において保護者指導が位置づけられる
⇒保護者指導のためのスキルを習得
- ・「保育実習Ⅱ」または「保育実習Ⅲ」
(実習2単位)⇒ (実習指導1単位＋実習2単位)

(3) 4年制養成課程案

① 考え方

2年間養成期間を基盤とした専門性の深化・拡充



- ・各領域における固有の専門性
- ・高度な専門性を有するもの
(基礎的な学習後に学ぶことが適切なもの)

* 平成12年の保育士養成課程見直しの際に提示された3つの課題のうち、4年制養成のみが解決していない。

② 「2年制保育士資格」を基礎資格

- ・4年制養成課程は、2年制養成課程を学んだ後に、さらに2年間をかけて各領域の専門性を深化、拡充させる。

③ 4年制保育士に求めるもの

- ・保育についてより深く、より専門領域別に特化。
- ・多様なニーズに専門的に応えることが出来る土壌を培う。

④ 4年制保育士の資格

- ・資格は共通した1つのものとする。

⑤ 4年制保育士課程(カリキュラム)の特徴

- ・領域別の実習とそれに関連する科目履修

◆ 実習先の例示

相談援助：宿所提供施設・児童家庭支援センター等

養護系： 乳児院・児童養護施設等

障害系： 障害児施設・障害者施設等

保育サービス：保育所・認定子ども園等

◆実習先の範囲

(児童福祉法第18条4)保育士の業務「児童の保育」
及び「児童の保護者に対する保育に関する指導」



子どもと保護者支援の両者、あるいはいずれかに
係わる体験学習を深めることができる範囲

◆実習時間

実習2単位(90時間)・実習指導 1単位

⑥ 科目履修(主として実習に関連する)

◆単位数:10単位以上

◆科目の内容

- ・科目は設定しない(大綱化・大学の独自性)
- ・人間の権利と福祉に係わる内容とする

研究組織

【主任研究者】	大嶋 恭二	共立女子大学
【分担研究者】	石井 哲夫	社会福祉法人 嬉泉
	大場 幸夫	大妻女子大学
	小沼 肇	静岡英和学院大学
	金子 恵美	日本社会事業大学
	柴崎 正行	大妻女子大学
	高野 陽	東洋英和女学院大学
	西村 重稀	仁愛女子短期大学
	増田 まゆみ	目白大学
【研究協力者】	赤坂 榮	足立区立おおやた幼保園
	石井 章仁	城西国際大学
	尾木 まり	子どもの領域研究所
	金森 三枝	東洋英和女学院大学
	三溝 千景	田園調布学園大学
	塩谷 香	東京成徳大学
	高橋 貴志	白百合女子大学
	西海 聡子	宝仙学園短期大学
	守山 均	日本福祉大学
	矢藤 誠慈郎	愛知東邦大学

(50音順)

2年制養成課程A案・4年制養成課程A1・A2案

保育士養成課程(現行)			2年制養成課程A案		4年制養成課程A案			
系列	教科目	単位	教科目	単位	教科目		単位	
① 保育の本質・目的の理解に関する科目	社会福祉(講義)	2	社会福祉(講義)	2	社会福祉(講義)		2	
	児童福祉(講義)	2	児童福祉(講義)	2	児童福祉(講義)		2	
	社会福祉援助技術(演習)	2	社会福祉援助技術(演習)	2	社会福祉援助技術(演習)		2	
	教育原理(講義)	2	教育原理(小学校との連携を含む)(講義)	2	教育原理(小学校との連携を含む)(講義)		2	
	保育原理(講義)	4	保育原理(講義)	2	保育原理(講義)		2	
	養護原理(講義)	2	養護原理(講義)	2	養護原理(講義)		2	
				2	保育者論(講義)		2	
					施設経営論(講義)		2	
系列①の合計単位数		14		14			16	
②保育の対象理解に関する科目	発達心理学(講義)	2	発達心理学(講義)	2	発達心理学(講義)		2	
	小児保健(講義4・実習1)	5	小児保健(精神保健を含む)(講義4・実習1))	5	小児保健(精神保健を含む)(講義4・実習1))		5	
	精神保健(講義)	2						
	教育心理学(講義)	2						
	小児栄養(演習)	2	小児栄養(講義)	2	小児栄養(講義)		2	
	家族援助論(講義)	2	家庭支援論(講義)	2	家庭支援論(講義)		2	
					家庭支援演習(演習)		2	
系列②の合計単位数		15		11			13	
③保育の内容・方法の理解に関する科目	保育内容(演習)	6	保育内容(演習) 保育内容総論を含む	6	保育内容(演習) 保育内容総論を含む		6	
	乳児保育(演習)	2	乳児保育(演習)	2	乳児保育(演習)		2	
	障害児保育(演習)	1	特別支援保育(演習)	1	特別支援保育(演習)		1	
	養護内容(演習)	1	養護内容(演習)	1	養護内容(演習)		1	
			計画と評価(講義)	2	計画と評価(講義)		2	
系列③の合計単位数		10		12			12	
④基礎技能	(演習)	4	基礎技能(演習)	4	基礎技能(演習)		6	
					4年制養成課程A1案		4年制養成課程A2案	
⑤保育実習	保育実習Ⅰ(実習4+事前事後指導1)	5	保育実習Ⅰ(実習4+事前事後指導1)	5	保育実習Ⅰ(実習4+事前事後指導1)	5	保育実習Ⅰ(実習4+事前事後指導1)	5
	保育実習ⅡまたはⅢ(実習)	2	保育実習ⅡまたはⅢ 選択必修3(実習2+事前事後指導1)	3	保育実習ⅡまたはⅢ 選択必修3(実習2+事前事後指導1)	6	保育実習ⅡまたはⅢ 選択必修3(実習2+事前事後指導1)	6
					保育実習ⅣまたはⅤ 選択必修3(実習2+事前事後指導1)	1	保育実習ⅣまたはⅤ 選択必修13(実習12+事前事後指導1)	16
					児童福祉施設インターンシップ(実習1)			
⑥総合演習	総合演習(演習)	2						
① ④	選択必修	8/ 17	選択必修	11/ 20	選択必修	23/ 30	選択必修(①~④すべての系列から)	14/ 26
教養科目	体育に関する講義と実技	2 6		8		8		8
計		68		68		90		90

保育士養成課程B案（参考：幼稚園教諭養成課程）

別紙2

現行保育士養成課程				改定保育士養成課程（案）				幼稚園教諭養成課程							
児童福祉法施行規則第6条の2第1項第3号の								教育職員免許法施行規則							
系列	教科目	形態	単位数	教科目 (内容)	形態	二年 間	四年 間			各科目に含めるこ とが必要な事項	二種	一種	専修		
①保育の本質・目的の理解に関する科目	社会福祉	講義	2	社会福祉	講義	2	2								
	児童福祉	講義	2	児童福祉	講義	2	2								
				地域福祉	講義	2	2								
	保育原理	講義	4	保育者論	講義	2	2	教職に関する科目	教職の意義等に関する科目	教職の意義及び教員の役割 教員の職務内容 進路選択に資する各種の機会の提供等	2	2	2		
	養護原理	講義	2	養護原理	講義	2	2								
	教育原理	講義	2	教育原理	講義	2	2	教職に関する科目	教育の基礎理論に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想 教育に関する社会的、制度的又は経営的事項 幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程	4	6	6		
②保育の対象の理解に関する科目	発達心理学	講義	2	発達心理学	講義	2	2								
	教育心理学		2												
	小児保健	講義	5	小児保健	講義	4	4								
	精神保健	講義	2			1	1								
	小児栄養	演習	2	小児栄養	講義	2	2								
③保育の内容・方法の理解に関する科目	保育内容	演習	6	保育内容	演習	6	6	教職に関する科目	教育課程及び指導法に関する科目	保育内容の指導法 教育課程の意義及び編成の方法 教育の方法及び技術	12	18	18		
				計画と評価	講義	2	2								
	乳児保育	演習	2	乳児保育	演習	2	2								
	障害児保育	演習	1	障害児保育	演習	1	1								
	養護内容	演習	1	養護内容	演習	1	1								
	家族援助論	講義	2	家族援助論	講義	2	2					生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目	2	2	2
	社会福祉援助技術	演習	2	相談援助Ⅱ	演習	2	2					教育相談の理論及び方法 幼児理解の理論及び方法			
④基礎技能	基礎技能	演習	4	基礎技能	演習	4	4	教科に関する科目		4	6	6			
⑤実習	保育実習	実習	5	保育実習	実習	5	5	教職に関する科目	教育実習		5	5	6		
	総合演習	演習	2	保育実践演習	演習	2	2		総合演習（教職実践演習）*		2	2	2		
①～④	選択必修		8	選択必修		6	6								
⑤	保育実習ⅡまたはⅢ	実習	2	保育実習ⅡまたはⅢ	実習	3	3								
教養科目	体育に関する講義および実技それぞれ1単位		2	体育に関する講義および実技それぞれ1単位		2	2	免許法66-6関係	体育		2	2	2		
			6	日本国憲法2、外国語コミュニケーション2、情報機器の操		6	6		日本国憲法2、外国語コミュニケーション2、情報機器の操作2		6	6	6		
				選択必修			10	教科又は教職に関する科目		0	10	34			
				保育実習Ⅳ	実習		3								
計			68	計		68	81	計			39	59	63		

*
2年後に変更

第1回保育士養成課程等検討会	参考資料1
平成21年11月16日	

保育士養成関係資料

- 1 保育士資格について
- 2 保育士資格取得方法
- 3 年度別指定保育士養成施設の施設数及び入学定員の推移
- 4 指定保育士養成施設卒業者の就職状況（年度別）
- 5 指定保育士養成施設卒業者の就職状況（施設種別）
- 6 指定保育士養成施設卒業者の就職状況（都道府県別）
- 7 保育士資格と幼稚園教諭免許の比較（短大卒の場合）
- 8 指定保育士養成施設の保育士資格と幼稚園教諭免許の同時取得者の推移

第1回保育士養成課程等検討会	参考資料
平成21年11月16日	1-1

保育士資格について

- 保育士とは、児童福祉法第18条の18第1項に規定する保育士としての登録を受け、保育士の名称を用いて、専門的知識及び技術をもって、児童の保育及び児童の保護者に対する保育に関する指導を行うことを業とする者をいう。

- 保育士となる資格を取得するには、次の2通りの方法がある。
 - ・厚生労働大臣の指定する保育士を養成する学校及びその他の施設（大学、短期大学、専修学校等）を所定の課程を履修した上で卒業。
 - ① 入所（学）資格は、学校教育法に規定する高等学校を卒業した者等
 - ② 資格取得のための必要単位数 → 68単位
 - ③ 指定保育士養成施設長による指定保育士養成施設卒業証明書の交付
 - ④ 養成施設数 → 583ヶ所（平成21年4月現在）
資格取得者 → 41,613人（卒業者 45,661人（平成19年度））
 - ⑤ 資格取得者の累計 → 1,381,497人（平成19年度）
 - ・各都道府県で行う保育士試験に合格。
 - ① 受験資格→ 学校教育法における大学（短期大学を含む）に2年以上在学して62単位以上修得した者、高等学校を卒業し児童福祉施設において2年以上児童の保護に従事した者及びそれ以外の者は5年以上児童の保護に従事した者等。
 - ② 都道府県知事による保育士試験合格通知の交付
 - ③ 保育士試験の実施状況（平成20年度）

受験者数	→	37,744人
全科目合格者数	→	3,989人
 - ④ 資格取得者の累計 → 342,577人（平成20年度）

保育士資格取得方法（平成20年度）

保 育 士 *児童福祉法 第18条の4

登 録 (各都道府県単位) *児童福祉法 第18条の18第1項
(登録者数 954,120人 : H21.3.31現在)

指定保育士養成施設
*児童福祉法第18条の6第1号
(1,381,497人 : 19年度末累計)

平成19年度資格取得者
41,613人

(大学)
213か所 (191か所)

(短期大学)
263か所 (265か所)

(専修学校)
103か所 (102か所)

(その他の施設)
4か所 (5か所)

計583か所 (563か所)

【21.4.1現在 ()内は前年】

保育士試験 *児童福祉法 第18条の6第2号
各都道府県, 指定試験機関委託 (*児童福祉法 第18条の9)

(342,577人 : 20年度末累計)

受験者数 37,744人
全科目合格者数 3,989人 (20年度実績)

(保 育 士 試 験 受 験 資 格)

大学(短大を含む)に2年以上在学、62単位以上取得者等

児童福祉施設
実務経験2年

児童福祉施設
実務経験5年

高等学校卒業生、もしくはそれと同等の資格を有する者等

中学校
卒業生

年度別指定保育士養成施設の施設数及び入学定員の推移

年度	大学		短期大学		専修学校		その他の養成施設		合計	
	力所数	入学定員	力所数	入学定員	力所数	入学定員	力所数	入学定員	力所数	入学定員
62年	19 (5.7%)	1,700 (5.3%)	221 (66.0%)	23,870 (74.2%)	52 (15.5%)	3,810 (11.8%)	43 (12.8%)	2,800 (8.7%)	335 (100.0%)	32,180 (100.0%)
63年	20 (5.9%)	1,750 (5.4%)	221 (65.2%)	23,825 (74.0%)	58 (17.1%)	4,030 (12.5%)	40 (11.8%)	2,600 (8.1%)	339 (100.0%)	32,205 (100.0%)
元年	20 (6.0%)	1,930 (6.1%)	220 (65.7%)	23,650 (74.5%)	55 (16.4%)	3,800 (12.0%)	40 (11.9%)	2,360 (7.4%)	335 (100.0%)	31,740 (100.0%)
2年	21 (6.3%)	1,980 (6.3%)	221 (66.0%)	23,700 (74.9%)	55 (16.4%)	4,130 (13.0%)	38 (11.3%)	1,840 (5.8%)	335 (100.0%)	31,650 (100.0%)
3年	20 (6.1%)	1,935 (6.1%)	221 (67.0%)	23,930 (75.6%)	52 (15.8%)	3,800 (12.0%)	37 (11.2%)	1,990 (6.3%)	330 (100.0%)	31,655 (100.0%)
4年	21 (6.4%)	1,985 (6.3%)	222 (68.1%)	24,000 (75.8%)	51 (15.6%)	3,730 (11.8%)	32 (9.8%)	1,940 (6.1%)	326 (100.0%)	31,655 (100.0%)
5年	21 (6.4%)	1,950 (6.2%)	221 (67.8%)	23,830 (76.1%)	52 (16.0%)	3,690 (11.8%)	32 (9.8%)	1,840 (5.9%)	326 (100.0%)	31,310 (100.0%)
6年	21 (6.4%)	1,950 (6.3%)	221 (67.6%)	23,330 (75.5%)	53 (16.2%)	3,790 (12.3%)	32 (9.8%)	1,840 (6.0%)	327 (100.0%)	30,910 (100.0%)
7年	22 (6.7%)	1,900 (6.2%)	219 (67.2%)	23,075 (75.3%)	55 (16.9%)	3,890 (12.7%)	30 (9.2%)	1,780 (5.8%)	326 (100.0%)	30,645 (100.0%)
8年	24 (7.3%)	2,100 (6.8%)	217 (66.4%)	22,865 (74.4%)	58 (17.7%)	4,090 (13.3%)	28 (8.6%)	1,670 (5.4%)	327 (100.0%)	30,725 (100.0%)
9年	26 (7.8%)	2,140 (6.9%)	219 (65.8%)	22,945 (74.4%)	59 (17.7%)	4,100 (13.3%)	29 (8.7%)	1,670 (5.4%)	333 (100.0%)	30,855 (100.0%)
10年	28 (8.4%)	2,200 (7.2%)	217 (65.4%)	22,825 (74.2%)	59 (17.8%)	4,130 (13.4%)	28 (8.4%)	1,590 (5.2%)	332 (100.0%)	30,745 (100.0%)
11年	30 (8.9%)	2,360 (7.6%)	217 (64.6%)	22,855 (73.7%)	64 (19.0%)	4,530 (14.6%)	25 (7.4%)	1,270 (4.1%)	336 (100.0%)	31,015 (100.0%)
12年	40 (12.0%)	2,971 (9.5%)	217 (65.2%)	22,845 (72.8%)	60 (18.0%)	4,790 (15.3%)	16 (4.8%)	790 (2.5%)	333 (100.0%)	31,396 (100.0%)
13年	56 (15.6%)	4,178 (12.7%)	222 (61.8%)	23,295 (70.7%)	68 (18.9%)	4,800 (14.6%)	13 (3.6%)	670 (2.0%)	359 (100.0%)	32,943 (100.0%)
14年	75 (19.4%)	4,853 (14.3%)	227 (58.8%)	23,295 (68.7%)	75 (19.4%)	5,290 (15.6%)	9 (2.3%)	460 (1.4%)	386 (100.0%)	33,898 (100.0%)
15年	89 (21.4%)	5,603 (15.5%)	236 (56.9%)	24,400 (67.6%)	82 (19.8%)	5,690 (15.8%)	8 (1.9%)	410 (1.1%)	415 (100.0%)	36,103 (100.0%)
16年	96 (21.9%)	6,518 (16.9%)	249 (56.7%)	25,825 (66.8%)	88 (20.0%)	6,025 (15.6%)	6 (1.4%)	310 (0.8%)	439 (100.0%)	38,678 (100.0%)
17年	119 (25.4%)	8,368 (20.2%)	255 (54.4%)	26,530 (64.0%)	90 (19.2%)	6,315 (15.2%)	5 (1.1%)	260 (0.6%)	469 (100.0%)	41,473 (100.0%)
18年	141 (28.0%)	10,128 (22.2%)	262 (52.1%)	28,595 (62.6%)	95 (18.9%)	6,695 (14.7%)	5 (1.0%)	260 (0.6%)	503 (100.0%)	45,678 (100.0%)
19年	171 (31.4%)	12,513 (24.4%)	266 (48.9%)	31,220 (60.9%)	102 (18.8%)	7,277 (14.2%)	5 (0.9%)	260 (0.5%)	544 (100.0%)	51,270 (100.0%)
20年	191 (33.9%)	14,213 (26.1%)	265 (47.1%)	32,785 (60.2%)	102 (18.1%)	7,247 (13.3%)	5 (0.9%)	260 (0.5%)	563 (100.0%)	54,505 (100.0%)

(注) 保育課調べ、各年度4月1日現在

指定保育士養成施設卒業者(保育士となる資格取得者)の就職状況
ア 年度別推移

第1回保育士養成課程等検討会	参考資料
平成21年11月16日	1-4

年度	総 数		保 育 所		児 童 福 祉 施 設		児 童 事 業		知 障 者 施 設		身 障 者 施 設		老 人 施 設		幼 稚 園		そ の 他	
	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%
2	33,088	100.0	11,174	33.8	1,066	3.2	355	1.1	496	1.5	136	0.4	608	1.8	8,159	24.7	11,094	33.5
3	32,547	100.0	11,909	36.6	1,010	3.1	334	1.0	418	1.3	156	0.5	536	1.6	8,170	25.1	10,014	30.8
4	33,234	100.0	13,680	41.2	1,048	3.2	368	1.1	496	1.5	132	0.4	599	1.8	7,735	23.3	9,176	27.6
5	32,636	100.0	14,027	43.0	1,186	3.6	523	1.6	532	1.6	160	0.5	693	2.1	7,261	22.2	8,254	25.3
6	33,877	100.0	13,723	40.5	1,118	3.3	560	1.7	543	1.6	125	0.4	945	2.8	6,928	20.5	9,935	29.3
7	35,173	100.0	13,518	38.4	1,099	3.1	631	1.8	555	1.6	147	0.4	1,158	3.3	7,437	21.1	10,628	30.2
8	33,486	100.0	13,500	40.3	1,043	3.1	524	1.6	565	1.7	174	0.5	1,175	3.5	7,118	21.3	9,387	28.0
9	33,990	100.0	14,023	41.3	909	2.7	541	1.6	514	1.5	184	0.5	883	2.6	7,343	21.6	9,593	28.2
10	33,275	100.0	14,082	42.3	842	2.5	600	1.8	504	1.5	122	0.4	733	2.2	6,783	20.4	9,609	28.9
11	32,459	100.0	14,346	44.2	793	2.4	658	2.0	507	1.6	117	0.4	606	1.9	6,664	20.5	8,768	27.0
12	32,003	100.0	14,931	46.7	823	2.6	538	1.7	484	1.5	95	0.3	579	1.8	6,723	21.0	7,830	24.5
13	32,610	100.0	15,280	46.9	839	2.6	653	2.0	471	1.4	94	0.3	472	1.4	7,366	22.6	7,435	22.8
14	34,525	100.0	16,325	47.3	762	2.2	723	2.1	501	1.5	107	0.3	529	1.5	7,782	22.5	7,796	22.6
15	37,253	100.0	17,637	47.3	920	2.5	797	2.1	603	1.6	95	0.3	479	1.3	8,128	21.8	8,594	23.1
16	39,666	100.0	18,582	46.8	1,183	3.0	995	2.5	750	1.9	112	0.3	559	1.4	8,777	22.1	8,708	22.0
17	42,410	100.0	19,697	46.4	1,346	3.2	1,076	2.5	838	2.0	133	0.3	616	1.5	9,137	21.5	9,567	22.6
18	43,478	100.0	19,773	45.5	1,294	3.0	1,123	2.6	883	2.0	179	0.4	648	1.5	9,308	21.4	10,270	23.6
19	41,613	100.0	19,124	46.0	1,287	3.1	1,008	2.4	1,068	2.6	187	0.4	557	1.3	8,668	20.8	9,714	23.3

(注)1. 保育所とは、児童福祉法第39条に規定する保育所をいう。

2. 児童福祉施設とは、児童福祉法第7条第1項に規定する保育所以外の児童福祉施設並びに同法第17条に規定する児童の一時保護施設をいう。

3. 児童事業とは、児童福祉施設以外の児童福祉事業及び児童関連事業を行う施設(へき地保育所等)における事業をいう。

イ 指定保育士養成施設種別ごとの保育士となる資格取得者の就職状況

(平成19年度)

区分	施設数	総 数		保 育 所		児 童 福 祉 施 設		児 童 事 業		知 障 者 施 設		身 障 者 施 設		老 人 施 設		幼 稚 園		そ の 他	
		か所	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%	人
大 学	171	5,956	100.0	2,128	35.7	171	2.9	110	1.8	112	1.9	19	0.3	71	1.2	1,357	22.8	1,988	33.4
短期大学	266	30,238	100.0	14,397	47.6	841	2.8	681	2.3	731	2.4	128	0.4	407	1.3	6,397	21.2	6,656	22.0
専修学校	102	5,196	100.0	2,436	46.9	259	5.0	216	4.2	222	4.3	40	0.8	77	1.5	907	17.5	1,039	20.0
その他の施設	5	223	100.0	163	73.1	16	7.2	1	0.4	3	1.3	0	0.0	2	0.9	7	3.1	31	13.9
計	544	41,613	100.0	19,124	46.0	1,287	3.1	1,008	2.4	1,068	2.6	187	0.4	557	1.3	8,668	20.8	9,714	23.3

(注)1. 保育所とは、児童福祉法第39条に規定する保育所をいう。

2. 児童福祉施設とは、児童福祉法第7条第1項に規定する保育所以外の児童福祉施設並びに同法第17条に規定する児童の一時保護施設をいう。

3. 児童事業とは、児童福祉施設以外の児童福祉事業及び児童関連事業を行う施設(へき地保育所等)における事業をいう。

4. 養成所数・・・平成19年4月1日現在

指定保育士養成施設の保育士となる資格取得者・就職状況(平成19年度)

(単位:人)

NO	自治体名	養成所数	20年3月 卒業者	資格 取得者数	保育士資格取得者の就職状況(人)							その他
					保育所	児童福祉施設	児童事業	知障援施設	障害者施設	老人福祉施設	幼稚園	
01	北海道	13	556	506	171	18	9	14	2	10	114	168
02	青森	3	648	398	144	3	10	1	1	0	142	97
03	岩手	4	189	123	30	3	4	2	0	3	51	30
04	宮城	2	75	75	46	0	0	0	0	0	27	2
05	秋田	0	123	118	53	5	5	0	0	0	22	33
06	山形	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
07	福島	5	244	224	62	7	3	0	0	0	87	65
08	茨城	5	203	148	56	6	7	17	7	2	1	52
09	栃木	4	113	103	43	2	2	2	2	1	23	28
10	群馬	18	415	297	125	7	8	7	0	6	39	105
11	埼玉	22	865	599	217	24	7	12	1	13	100	225
12	千葉	15	1,267	453	176	12	6	15	1	6	114	123
13	東京	67	2,473	1,831	684	61	21	46	4	26	382	607
14	神奈川	5	477	451	168	12	6	23	0	5	126	111
15	新潟	3	393	383	144	8	14	9	3	1	132	72
16	富山	3	545	517	168	13	27	0	0	0	201	108
17	石川	4	414	362	156	7	18	14	3	2	89	73
18	福井	1	255	252	138	7	0	0	0	0	91	16
19	山梨	4	520	512	310	8	9	10	3	2	76	94
20	長野	5	560	547	271	21	17	10	1	13	126	88
21	岐阜	6	795	728	311	19	19	16	0	2	207	154
22	静岡	2	172	166	49	3	12	0	0	1	64	37
23	愛知	23	1,941	1,840	848	54	49	47	6	13	487	336
24	三重	4	1,087	1,060	401	21	14	28	1	2	387	206
25	滋賀	4	493	464	291	6	3	4	0	2	97	61
26	京都	2	93	82	34	1	1	10	2	2	6	26
27	大阪	19	3,505	3,134	1,498	121	78	95	31	85	452	774
28	兵庫	19	2,420	2,212	1,247	45	13	16	3	11	416	461
29	奈良	5	896	861	340	16	27	19	6	9	174	270
30	和歌山	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
31	鳥取	3	367	343	176	3	5	15	0	1	47	96
32	島根	3	558	535	245	3	2	2	0	0	187	96
33	岡山	6	702	680	366	13	5	18	2	3	126	147
34	広島	1	75	75	38	6	0	3	0	1	8	19
35	山口	7	454	450	206	31	9	41	2	17	63	81
36	徳島	5	492	489	209	16	8	7	0	1	138	110
37	香川	4	250	250	122	6	4	3	0	1	81	33
38	愛媛	3	167	167	75	8	10	5	1	0	32	36
39	高松	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
40	福岡	11	461	460	220	13	15	14	0	7	130	61
41	佐賀	4	288	287	107	15	4	2	1	0	91	67
42	長崎	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
43	熊本	3	112	112	48	5	2	3	16	0	0	38
44	大分	3	169	169	98	9	4	4	2	2	23	27
45	宮崎	3	121	121	102	2	0	2	0	1	0	14
46	鹿児島	2	210	210	109	5	12	3	0	0	54	27
47	沖縄	3	46	46	14	1	4	4	0	0	7	16
48	札幌市	7	615	575	156	25	24	8	1	2	116	243
49	仙台市	11	374	341	105	4	11	2	1	3	84	131
50	さいたま市	3	325	298	124	12	16	10	2	5	34	95
51	千葉市	6	527	519	281	17	1	4	1	0	106	109
52	横浜市	12	1,398	1,358	731	35	24	36	8	10	305	209
53	川崎市	2	99	99	52	2	3	9	2	0	12	19
54	新潟市	5	650	638	180	4	14	6	3	3	107	321
55	静岡市	3	616	590	268	22	9	16	2	5	196	72
56	浜松市	3	517	504	233	16	12	12	3	9	76	143
57	名古屋	12	1,161	1,147	547	16	8	7	0	7	319	243
58	京都市	17	1,445	1,349	741	34	19	11	1	5	236	302
59	大阪市	15	1,335	1,271	695	27	19	18	6	6	226	274
60	堺市	3	334	314	147	6	3	4	0	0	100	54
61	神戸市	11	883	849	480	20	24	13	1	2	106	203
62	広島市	8	507	506	234	21	36	26	3	20	63	103
63	北九州市	4	181	181	95	15	5	22	0	6	6	32
64	福岡市	11	453	451	248	42	11	17	3	13	26	91
65	旭川市	1	117	114	44	0	0	0	0	0	50	20
66	函館市	2	61	61	31	0	0	0	0	0	4	26
67	青森市	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
68	秋田市	2	177	136	46	1	2	2	0	0	34	51
69	那覇市	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
70	いわさき市	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
71	宇都宮市	3	208	183	89	6	0	2	0	1	68	17
72	川越市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
73	船橋市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
74	横須賀市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
75	相模原市	1	162	156	51	6	1	8	0	0	70	20
76	富山市	2	132	124	72	4	8	0	1	0	7	32
77	金沢市	1	183	179	109	2	1	4	0	1	25	37
78	長野市	3	70	70	33	0	0	4	0	0	25	8
79	岐阜市	4	538	507	218	1	7	8	7	12	157	97
80	豊橋市	2	258	256	93	5	0	0	1	0	85	72
81	豊田市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
82	岡崎市	3	478	471	257	6	11	11	0	1	106	79
83	高橋市	2	163	158	106	4	0	2	0	1	18	27
84	東大阪市	3	2,610	2,557	929	162	150	161	27	168	250	710
85	姫路市	3	663	619	327	22	9	10	0	10	114	127
86	奈良市	3	384	365	190	9	4	4	1	2	54	101
87	和歌山市	1	62	61	34	4	8	4	0	3	6	2
88	岡山市	10	374	374	196	24	8	30	7	2	24	83
89	倉敷市	3	101	101	36	4	20	5	2	1	14	19
90	福山市	2	91	91	38	4	2	25	0	2	0	20
91	下関市	2	85	85	41	14	2	2	0	0	1	25
92	高松市	3	409	409	118	16	26	2	1	1	134	111
93	松山市	3	211	211	102	6	33	10	0	1	35	24
94	高知市	1	82	82	46	2	0	0	0	0	28	6
95	長崎市	5	143	143	98	4	2	4	2	0	14	19
96	熊本市	3	155	155	111	7	1	5	0	3	0	28
97	大分市	1	16	16	10	3	1	0	0	0	0	2
98	宮崎市	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
99	鹿児島市	4	99	99	66	7	0	1	0	1	7	17
合計		544	45,661	41,613	19,124	1,287	1,008	1,068	187	557	8,668	9,714

[注]養成所数・・・平成19年4月1日現在

(保育課課長)

第1回保育士養成課程等検討会	参考資料 1-7
平成21年11月16日	

保育士資格と幼稚園教諭免許の比較（短大卒の場合）

保育士資格

<p>教養科目 (8単位)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外国語、体育、社会学、文学、哲学等の基礎教養科目
<p>専門科目 (60単位)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉 ・児童福祉 ・保育原理 ・養護原理 ・教育原理 ・発達心理学 ・小児保健 ・小児栄養 ・保育内容 ・乳児保育 ・音楽 ・図画工作 ・保育実習等

最低修得単位数68単位

幼稚園教諭免許（2種）

<p>一般教育科目</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外国語、体育、社会学、文学、哲学等の基礎教養科目 	
<p>専門科目</p> <table border="1"> <tr> <td> <p>免許取得のために必要な科目（31単位）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教育原理 ・発達心理学 ・保育内容 ・音楽 ・図画工作 ・教育実習等 </td> </tr> </table> <p>その他の専門科目</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教育史 ・教育制度等 	<p>免許取得のために必要な科目（31単位）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教育原理 ・発達心理学 ・保育内容 ・音楽 ・図画工作 ・教育実習等
<p>免許取得のために必要な科目（31単位）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教育原理 ・発達心理学 ・保育内容 ・音楽 ・図画工作 ・教育実習等 	

最低修得単位数62単位

- (注) 1 両資格（免許）は共に最低2年の修業年限を必要とするため、短大卒程度を例示した。
- 2 両資格（免許）を同時に取得するための最低取得単位数は、73単位程度（保育士資格最低取得単位数68単位+教育実習（幼稚園）5単位）となるが、実際には、それぞれの学校によって異なっており、80～90単位程度必要となる。
- 3 平成20年4月現在、指定保育士養成施設は563校。
この内、幼稚園教諭免許も併せて取得できるのが433校。

○指定保育士養成施設の保育士資格と幼稚園教諭免許の同時取得者の推移

	平成13年3月	平成14年3月	平成15年3月	平成16年3月	平成17年3月	平成18年3月	平成19年3月	平成20年3月 卒業者
保育士養成施設 保育士資格取得者数	32,003	32,610	34,525	37,253	39,666	42,410	43,478	41,613
うち幼稚園免許同時取得者	27,087	27,297	29,080	31,775	33,873	36,053	36,649	35,102
併有率	84.6%	83.7%	84.2%	85.3%	85.4%	85.0%	84.3%	84.4%

厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課調べ

保育所保育指針の改定について

第1回保育士養成課程等検討会

参考資料2

平成21年11月16日

改定の背景

- 子どもの生活環境の変化（人と関わる経験の不足、生活リズムの乱れなど）
- 保護者の子育て環境の変化（不安や悩みを抱える保護者の増加、養育力の低下など）



**保育所に期待される
役割が深化・拡大**

- ・質の高い養護や教育の機能
- ・子どもの保育とともに、保護者に対する支援を担う役割

保育所が果たすべき役割を再確認し、その役割・機能が適切に発揮できるよう、保育の内容の質を高める観点から、指針の内容の改善・充実を図ることが必要。

改定に当たっての基本的考え方

- 質の向上の観点から、大臣告示化により最低基準としての性格を明確化
- 保育所の創意工夫や取組を促す観点から、内容の大綱化（現行の13章を7章に）
- 保育現場で活用され、保護者にも理解されるよう、明解で分かりやすい表現に
- 指針と併せ、解説を作成 ○周知のためのDVDを作成

保育所保育指針の改定経緯

- 昭和25年 保育所運営要領
- 昭和27年 保育指針
- 昭和38年 文部省・厚生省局長通知

「保育所のもつ機能のうち、教育に関するものは
幼稚園教育要領に準じることが望ましい」

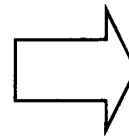
(以降、幼稚園教育要領の改定を踏まえ、整合性を図って改定)

- 昭和40年 保育所保育指針制定
- 平成2年 保育所保育指針改定(第1次)
- 平成12年 保育所保育指針改定(第2次)
- 平成20年 改定保育所保育指針告示
- 平成21年4月 同 施行

改正前

保育所における保育の内容は、健康状態の観察、服装等の異常の有無についての検査、自由遊び及び昼寝のほか、第12条第1項に規定する健康診断を含むものとする。

(昭和23年制定)



改正後

保育所における保育は、養護と教育を一体的に行うことをその特性とし、その内容については厚生労働大臣がこれを定める。



保育所保育指針の告示化

改定の内容

○ 保育所の役割

- ・ 保育所の役割(目的・理念、子どもの保育と保護者への支援など)、保育士の業務、保育所の社会的責任の明確化

○ 保育の内容、養護と教育の充実

- ・ 養護と教育が一体的に展開される保育所保育の特性とその意味内容の明確化
- ・ 養護と教育の視点を踏まえた保育のねらいと内容の設定
- ・ 保育の内容の大綱化、改善・充実
- ・ 誕生から就学までの長期的視野を踏まえた子どもの発達の道筋
- ・ 健康・安全及び食育の重要性、全職員の連携・協力による計画的な実施

○ 小学校との連携

- ・ 保育の内容の工夫、小学校との積極的な連携、子どもの育ちを支えるための資料の送付・活用

○ 保護者に対する支援

- ・ 保育所の特性や保育士の専門性を生かした保護者支援
- ・ 子どもの最善の利益の考慮、保護者とともに子育てに関わる視点、保護者の養育力の向上等に結び付く支援の重要性

○ 計画・評価、職員の資質向上

- ・ 保育実践の組織性・計画性を高めるための「保育課程」の編成
- ・ 自己評価の重要性、評価結果の公表
- ・ 研修や職員の自己研鑽等を通じた職員の資質向上、職員全体の専門性の向上
- ・ 施設長の責務の明確化

改定に伴う今後の検討課題

- 指針の趣旨・内容の保育現場等への伝達・普及
- 保育内容の充実に資するための制度の見直し
- 保育所における人材の確保と定着
- 保育環境等の整備
- 保育の質の向上のためのプログラムの実施

平成21年4月

保育所保育指針の施行

新保育所保育指針について

○ 第1章～第7章で構成、保育所における保育の内容を定める

第2章 子どもの発達

保育士等が子どもの発達及び生活の連続性に配慮して保育するため、乳幼児期の発達の特性や発達過程について示す

1. 乳幼児期の発達の特性
2. 発達過程

第7章 職員の資質向上

質の高い保育を展開するために必要となる職員の資質向上について、施設長の責務を明確化するとともに研修等について示す

1. 職員の資質向上に関する基本事項
2. 施設長の責務
3. 職員の研修等

第3章 保育の内容

乳幼児期の子どもが身につけることが望まれる心情、意欲、態度などの事項及び保育士等が行わなければならない事項等、保育所における保育の内容を示す

1. 保育のねらい及び内容
2. 保育の実施上の配慮事項

第1章 総則

保育所保育指針の基本となる考え方と全体像を示す(2章以下の根幹を成す)

1. 趣旨
2. 保育所の役割
3. 保育の原理
4. 保育所の社会的責任

第6章 保護者に対する支援

保護者支援の原則や基本を踏まえ、保育所の特性を生かした入所児の保護者への支援及び地域の子育て支援について示す

1. 保育所における保護者に対する支援の基本
2. 保育所に入所している子どもの保護者に対する支援
3. 地域における子育て支援

第4章 保育の計画及び評価

計画に基づいた保育の実施のため、「保育課程」及び「指導計画」を明確化するとともに、保育の質の向上の観点から、保育所や保育士等の自己評価について示す

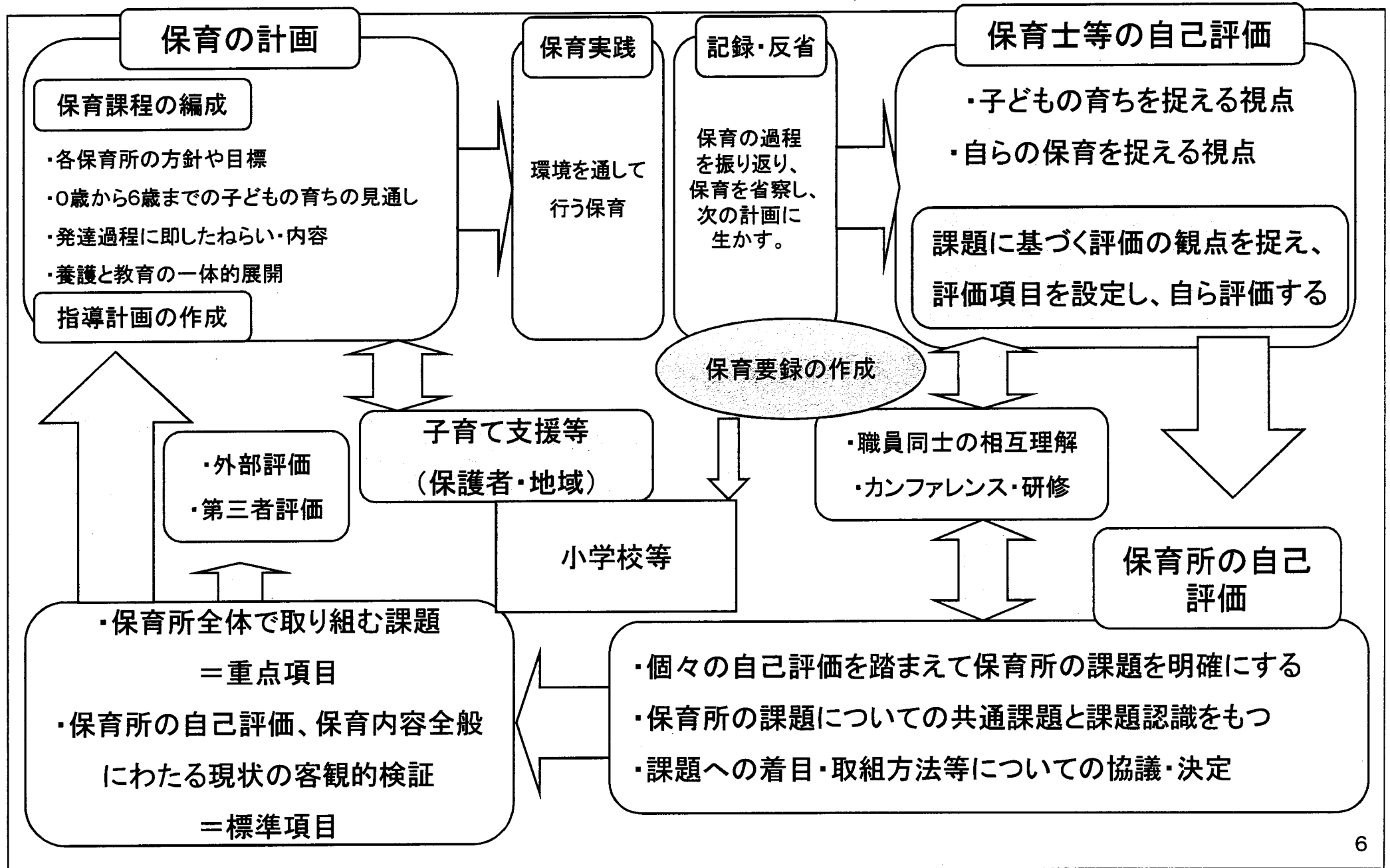
1. 保育の計画
2. 保育の内容等の自己評価

第5章 健康及び安全

子どもの生命の保持と健やかな生活の基本となる健康及び安全の確保のため、保育所において留意しなければならない事項について示す

1. 子どもの健康支援
2. 環境及び衛生管理並びに安全管理
3. 食育の推進
4. 健康及び安全の実施体制等

保育所保育の取組の連動(過程)



保育所における「自己評価」

保育所における自己評価の背景

■ 保育所保育指針（平成20年3月告示・21年4月1日施行）

保育士等及び保育所の自己評価と自己評価公表の努力義務
 保育内容等の説明責任の明確化 等

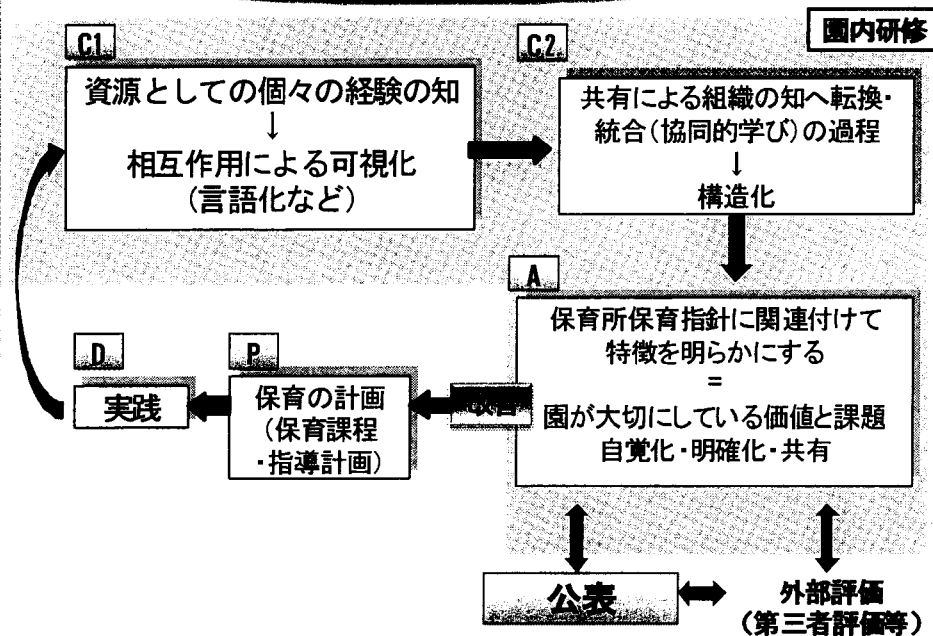
■ 社会福祉法及び児童福祉法における情報提供・評価

■ 保育所における質の向上のためのアクションプログラム（平成20年3月通知）における

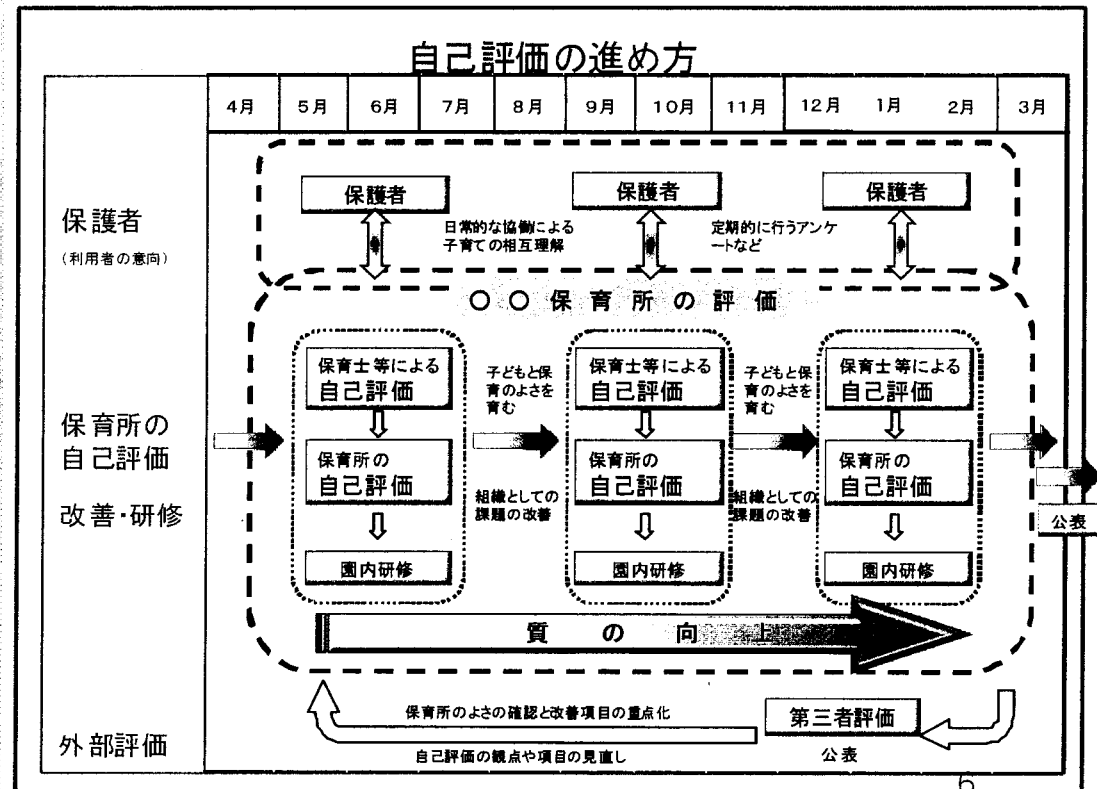
自己評価の推進と評価の充実

（自己評価ガイドラインの作成とこれに基づく第三者評価の見直し等）

自己評価の理念モデル



自己評価の進め方



第1回保育士養成課程等検討会	参考資料3
平成21年11月16日	

「保育サービスの質に関する調査研究」（平成18～20年度）

1 研究の目的

- (1) 保育士資格のあり方についての検討
- (2) 修業年限やカリキュラムなど保育士養成課程のあり方の検討
- (3) 保育士試験のあり方についての検討

など、保育士養成についての全般的な研究を行う。

2 研究の方法

- (1) 保育所、その他の児童福祉施設などに対する質問紙調査
- (2) 保育、福祉関係団体の有識者及び学識経験者等に対するヒアリング調査
- (3) 指定保育士養成施設に対する質問紙調査
- (4) 指定保育士養成施設教職員及びその他学識経験者に対するヒアリング調査

3 調査の示す保育士養成の現状と課題

- (1) 保育士養成の教育内容
 - i) 今後さらに充実が必要な科目
 - 「家族援助論」、「発達心理学」、「障害者保育」
 - 保護者支援・子育て支援や相談援助技術、障害・虐待への対応
 - ii) 養成校の独自性
 - 多様な専門性を持つ保育士が必要で、養成校の特色を出せるようにする
 - iii) 保育実習の充実
 - 事前事後指導の充実、達成課題の明確化、実習と講義の連動
- (2) 保育士資格の性格
 - i) 対象とする児童の年齢範囲
 - 調査結果では、現行どおり、0歳から18歳未満の児童を対象とすべきとの意見が多数、一方では、幼稚園教諭免許との整合性から、0歳から就学前までと、就学前から18歳未満に分けて別資格とする意見もあり。
 - ii) 総合的な資格か、領域別の資格か
 - 調査結果では、現行の全ての児童を対象とする総合的な資格とするべきとの意見が多数

であるが、その場合でも、2年間で総合的に学び基礎資格を得て、その後の2年間で専門領域別に学んで資格を分けるとの意見もあり。

一方、幼保の統一資格と保育所保育士に分けるとの意見もあり。

(3) 保育士養成年限

現行では、2年間養成を基礎とする単一資格となっているが、調査結果では、現行の2年課程に加え、4年課程を創設する意見が多く、また、現行の2年間では不十分との認識が多く、中には2年課程を3年課程に延ばす意見もあった。

(4) 大学院での保育士養成

「専門職の養成」、「研究中心」など、何らかの大学院での保育士養成が必要との意見が多数あり。

(5) 保育士資格と他資格との関係

「幼稚園教諭二種免許」との関連について、保育士資格と幼稚園教諭二種免許と共通化するとの意見と、保育士の専門制を明確にし、現行どおりの別々の資格・免許のままでよいとの意見が半々。

(6) 国家試験の導入

調査の結果、施設においては、何らかの試験を課すことを求めているものは7割以上であるが、養成校は、約4割が試験を課すことを求め、約5割は現行のままでよいとしている。

(国家試験を課すことに積極的な意見)

- ・ 保育士の質の確保・向上の観点から入学した人が全員卒業できる現行の仕組みの中で卒業イコール保育士資格とするのは問題
- ・ 保育士への社会的信頼・評価・地位の向上
- ・ 福祉関係の他の資格と同様に試験を課す

(国家試験を導入することに消極的な意見)

- ・ 知識偏重への危惧
- ・ 知識重視の教育になり、養成校の取り組みが損なわれる
- ・ 保育士の専門性は生涯発達させていくもので、経験を積むことが必要な分野

(7) 保育士試験による資格取得

多様な人材確保のために残すべきとの意見が多いが、実習やスクーリングを課すことを条件とする意見が大勢

4 調査を踏まえた研究結果

- (1) 保育士養成課程（カリキュラム）の見直し
- (2) 4年制課程（上級資格）の創設
- (3) 大学院における保育士養成
- (4) 保育士養成施設卒業時の国家試験

(1) 保育士養成課程（カリキュラム）の見直し

[保育士養成課程カリキュラム改定の方針]

- ・ 社会の要請（保育所保育指針改定等）に応える必修科目の検討
- ・ 2年制養成課程の総単位数は、現行通りの68単位を維持
- ・ 4年制養成課程は、2年制課程を基礎として、より専門性を深化、拡充
- ・ 現職保育士等のステップアップの仕組み
- ・ 原則として、専門科目、教養科目とも大綱化して養成校の独自性を保証

i) カリキュラム A 案（現行のカリキュラムを基本に改編）

○ 2年課程（68単位）

「保育原理(4)」→「保育原理(2)」＋「保育者論(2)」

「家族援助論(2)」→「家庭支援論(2)」

「計画と評価(2)」を新設

「総合演習(2)」を必修科目としては廃止

○ 4年課程（90単位）

養成校の独自性に配慮（学士取得 124 単位）

実習の強化（専門性の充実）

「家庭支援演習(2)」、「施設経営論(2)」の新設

「基礎技術(4)」→(6)

ii) カリキュラム B 案（新たな視点でカリキュラムを編成）

○ 2年課程（68単位）

保育士の専門性を抽出し科目編成

「地域福祉(2)」、「相談援助 I (1)」、「計画と評価(2)」の新設

保育実習の強化

○ 4年課程（81単位）

2年間養成課程を基礎とした専門性の深化・拡充

→保育士が働く領域それぞれに固有の専門性を深める内容

(2) 4年制課程（上級資格）の創設

現行の保育士資格は、2年間養成の単一資格で、4年制大学での養成であっても2年制保育士養成と変わらず、ステップアップの制度がない。

保育士として高度な専門制を確立し、社会的信頼と認識を高めるためにも4年制保育士資格が必要。

仮に、4年制保育士資格を創設した場合、2年制資格からのステップアップの仕組みを作る必要がある。

(3) 大学院における保育士養成

保育サービスの質の向上と保育に関する学術研究の向上が求められており、専門職養成を行う大学院は必要。

(4) 保育士養成施設卒業時の国家試験

保育の質を担保するために、2年制保育士養成課程を修了する際に国家試験を行う。

- ・年に一度、養成の段階において修得する必要最低限の知識を問うものとして6割程度を正解した者を合格とする。ただし、不合格科目がある場合にも、合格科目は一定期間有効とし、不合格科目のみ繰り返し受験することができる。

なお、国家試験を課さない場合の選択肢の一つとして、教員免許のように更新する制度の導入も考えられる。

(5) 現行の保育士試験について

条件付きで存続させ、現行の保育士試験に合格した者に対して、合格前、合格後を含め、一定程度の現場経験（実習等）、実務経験を課して、この条件を満たした者が保育士資格を有するものとする。

主任研究者：大嶋恭二（共立女子大学）

分担研究者：石井哲夫（社会福祉法人嬉泉）

柴崎正行（大妻女子大学）

大場幸夫（大妻女子大学）

高野 陽（東洋英和女学院大学）

小沼 肇（静岡英和学院大学）

西村重稀（仁愛女子短期大学）

金子恵美（日本社会事業大学）

増田まゆみ（目白大学）

第1回保育士養成課程等検討会	参考資料4
平成21年11月16日	

改正後全文（下線入り）

雇児発第1209001号
平成15年12月9日
一部改正 雇児発第0331020号
平成18年3月31日
一部改正 雇児発第0227005号
平成21年2月27日

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長

指定保育士養成施設の指定及び運営の基準について

保育士養成については、かねてより御配慮をいただいているところであるが、今般、児童福祉法の一部を改正する法律（平成13年法律第135号）等によって整備された保育士関係規定が施行されたことに伴い、別紙のとおり保育士養成施設の指定及び運営の基準を定めたので御留意のうえ、その適正な実施に特段の御配慮をお願いするとともに、管内の指定保育士養成施設の所長宛に通知されたい。

また、「指定保育士養成施設の指定基準について」（平成13年6月29日雇児発第438号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）及び「指定保育士養成施設における保育実習の実施基準について」（平成13年6月29日雇児発第439号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）は、廃止する。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項に規定する技術的助言として発出するものであることを申し添える。

(別紙3)

「教科目の教授内容」

1 目的

各教科目の教授内容の標準的事項を示した「教科目の教授内容」を別添のとおり定めたので、指定保育士養成施設の教授担当者が教授に当たる際の参考とすること。

2 教科目

<必修科目>

【保育の本質・目的の理解に関する科目】

- 社会福祉（講義 2単位）
- 社会福祉援助技術（演習 2単位）
- 児童福祉（講義 2単位）
- 保育原理（講義 4単位）
- 養護原理（講義 2単位）
- 教育原理（講義 2単位）

【保育の対象の理解に関する科目】

- 発達心理学（講義 2単位）
- 教育心理学（講義 2単位）
- 小児保健（講義・実習 5単位）
- 小児栄養（演習 2単位）
- 精神保健（講義 2単位）
- 家族援助論（講義 2単位）

【保育の内容・方法の理解に関する科目】

- 保育内容（演習 6単位）
- 乳児保育（演習 2単位）
- 障害児保育（演習 1単位）
- 養護内容（演習 1単位）

【基礎技能】

- 基礎技能（演習 4単位）

【保育実習】

- 保育実習（実習 5単位）

【総合演習】

- 総合演習（演習 2単位）

<選択必修科目>

- 保育の本質・目的の理解に関する科目
- 保育の対象の理解に関する科目
- 保育の内容・方法の理解に関する科目
- 基礎技能
- 保育実習Ⅱ（実習 2単位）
- 保育実習Ⅲ（実習 2単位）

【保育の本質・目的の理解に関する科目】

<p><科目名> 社会福祉（講義・2単位）</p>
<p><目 標></p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 現代社会における社会福祉の意義、理念について理解させる。 2. 社会福祉の法体系、制度及び行財政の要旨を理解させる。 3. 社会福祉サービス体系における公私の役割活動について理解させる。 4. 社会福祉援助技術及び福祉専門職の役割について理解させる。 5. 社会福祉の関連領域—医療福祉・地域福祉・ボランティア活動の概要を把握させる。 6. 現代における利用者保護制度（第三者評価、苦情解決、権利擁護、情報提供等）を理解させる。
<p><内 容></p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 現代社会と社会福祉の意義 <ol style="list-style-type: none"> (1) 社会福祉の理念と概念 (2) 社会福祉の対象と主体 (3) 社会福祉ニーズの変容 (4) 社会福祉の発展 2. 社会福祉の法体系と実施体系 <ol style="list-style-type: none"> (1) 社会福祉法制の体系 (2) 社会福祉のサービス実施体系 (3) 社会福祉サービスの評価と情報提供 (4) 社会福祉の財政と費用負担 (5) 社会福祉サービスにおける公私の役割 (6) 社会保障及び関連制度の概要 3. 社会福祉援助技術の概要 <ol style="list-style-type: none"> (1) 社会福祉援助技術の発展経緯 (2) 社会福祉援助技術の形態と方法 (3) 社会福祉援助活動の動向 4. 社会福祉専門職 <ol style="list-style-type: none"> (1) 社会福祉従事者の概要 (2) 社会福祉従事者の専門性と倫理 (3) 保健・医療関係分野の専門職との連携 5. 社会福祉の動向 <ol style="list-style-type: none"> (1) 少子高齢社会への対応 (2) 在宅福祉・地域福祉の推進 (3) 社会福祉基礎構造改革の進展 (4) ボランティア活動の推進 (5) 諸外国の動向 6. 利用者保護制度の概要 <ol style="list-style-type: none"> (1) 第三者評価 (2) 苦情解決 (3) 権利擁護 (4) 情報提供

【保育の本質・目的の理解に関する科目】

<p><科目名> 社会福祉援助技術（演習・2単位）</p>
<p><目 標></p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 保育実践にとって必要な社会福祉援助技術の概要と歴史を理解させる。 2. 社会福祉援助技術の方法及び内容について理解させる。 3. 人権の尊重、自立支援、秘密保持等の基本姿勢について理解させる。 4. 保育士の職務として活用する機会の多い個別及び集団援助技術を事例を用いた演習形態で学び、またコミュニティーワーク、ケアマネージメントについても理解させる。
<p><内 容></p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 保育と社会福祉援助技術 <ol style="list-style-type: none"> (1) 社会福祉援助技術の意味 (2) 社会福祉援助技術の方法 (3) 保育と社会福祉援助技術の関係 2. 社会福祉援助技術の発展過程 3. 個別援助技術（ケースワーク） <ol style="list-style-type: none"> (1) 個別援助技術の意義と機能 (2) 個別援助技術の構成要素 (3) 個別援助技術の原則 (4) 個別援助技術の展開過程 (5) 面接、記録、評価 (6) 保育場面と個別援助技術の実際 4. 集団援助技術（グループワーク） <ol style="list-style-type: none"> (1) 集団援助技術の意義と機能 (2) 集団援助技術の援助媒体 (3) 集団援助技術の展開過程 (4) 保育場面と集団援助技術の実際 5. 地域援助技術（コミュニティーワーク） <ol style="list-style-type: none"> (1) 地域援助技術の意義と機能 (2) 地域援助技術の基本的性格 (3) 地域援助技術の具体的実践例 6. ケアマネージメント 7. 事例研究（演習） <ol style="list-style-type: none"> (1) 保育所における児童・家族への援助 (2) 保育所以外の児童福祉施設における児童・家族への援助 <p>※教授に当たっては、導入時期においては講義形式で授業を行うことは差し支えないが、全体としては演習の展開とすること。</p>

【保育の本質・目的の理解に関する科目】

<p><科目名> 児童福祉（講義・2単位）</p>
<p><目 標></p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 児童福祉の意義及び歴史的展開過程について理解させる。 2. 児童福祉の法律、制度、福祉機関・施設を体系的に理解させる。 3. 児童福祉サービスの現状と課題を理解させる。 4. 児童福祉の専門職としての保育士の役割を理解させる。 5. 児童、家族に対する相談援助活動について理解させる。
<p><内 容></p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 児童福祉の意義とその歴史的展開 <ol style="list-style-type: none"> (1) 児童福祉の概念 (2) 児童福祉の理念 (3) 現代社会と児童 2. 児童福祉に関する制度と福祉機関・施設 <ol style="list-style-type: none"> (1) 児童福祉に関する法律 (2) 児童福祉の制度 (3) 児童福祉の機関 (4) 児童福祉の施設 (5) 児童福祉の費用 3. 児童福祉の現状と課題 <ol style="list-style-type: none"> (1) 少子化と子育て支援サービス (2) 健全育成 (3) 母子保健 (4) 保育 (5) 養護と虐待の防止 (6) 障害児 (7) 少年非行・情緒障害 (8) ひとり親家庭 (9) 現代の児童福祉の課題と展望 (10) 諸外国の現状 4. 児童福祉の実践と児童福祉従事者 <ol style="list-style-type: none"> (1) 児童福祉の専門職 (2) 児童福祉の専門援助技術 (3) 児童福祉サービス関連機関との連携 5. 相談援助活動

【保育の本質・目的の理解に関する科目】

<p><科目名> 保育原理（講義・4単位）</p>
<p><目 標></p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 保育の意義について明確な認識をもたせ、その依拠する原因を理解させる。 2. 保育の場について、その歴史と類型について理解させる。 3. 保育所における保育の原理と特性、環境、方法について理解させる。 4. 発達過程に応じた保育について理解させる。 5. 保育所における保育の健康・安全について理解させる。 6. 保育所における多様な保育ニーズについて理解させる。 7. 保育所と家庭、地域との連携について理解させる。 8. 保育所における相談援助の基本原則と実践について理解させる。 9. 保育所における自己評価について理解させる。
<p><内 容></p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 保育の本質 <ol style="list-style-type: none"> (1) 保育の意義とその思想 (2) 保育の目標 (3) 子どもの発達特性 (4) 保育の原理 2. 保育の場 <ol style="list-style-type: none"> (1) 家庭 (2) 保育施設 (3) 家庭的保育 3. 保育の歴史と現状 4. 保育所保育の原理 <ol style="list-style-type: none"> (1) 保育の特性 (2) 保育の目標 (3) 保育の方法 (4) 保育の環境 5. 保育所保育の内容 <ol style="list-style-type: none"> (1) 保育の内容構成の基本方針 (2) 養護に関わるねらい及び内容 (3) 教育に関わるねらい及び内容 6. 保育所保育の計画 <ol style="list-style-type: none"> (1) 保育の計画作成上の基本的視点 (2) 保育課程と指導計画 (3) 保育の計画作成上の留意事項 7. 発達過程に応じた保育と指導計画 <ol style="list-style-type: none"> (1) 3歳未満児の保育と指導計画 (2) 3歳以上児の保育と指導計画 8. 保育所の健康・安全上の留意事項 <ol style="list-style-type: none"> (1) 健康上の留意事項 (2) 安全上の留意事項 9. 多様な保育ニーズへの対応上の留意事項 <ol style="list-style-type: none"> (1) 入所児童の多様な保育ニーズへの対応 (2) 地域における子育て支援 10. 子育てに関する相談援助活動 <ol style="list-style-type: none"> (1) 子育て支援ニーズと相談援助活動

- (2) 相談援助の基本原則
- (3) 保育所における相談援助活動
- (4) 地域における相談援助ネットワーク
- 11. 保育所における自己評価
 - (1) 保育士の自己評価
 - (2) 保育所の自己評価
 - (3) 職員の研修と資質の向上
- 12. 家庭、地域との連携
 - (1) 保育における連携の意味
 - (2) 家庭との連携
 - (3) 幼稚園・小学校との連携
- 13. 保育士の資質と任務

【保育の本質・目的の理解に関する科目】

<科目名>

養護原理（講義・2単位）

<目 標>

1. 社会的養護が必要となる養護問題の現状や背景などを理解させる。
2. 社会的養護の体系や児童福祉施設などの役割について理解させる。
3. 児童福祉施設などにおける養護の実際を理解させる。
4. 児童福祉施設援助者としての保育士の役割や援助について理解させる。
5. 児童観や施設養護観を養う。

<内 容>

1. 児童養護の概念
 - (1) 家庭や社会の役割
 - (2) 社会的養護を必要とする子どもたち
 - (3) 児童養護の歴史
 - (4) 児童養護の体系
家庭、施設、里親
2. 施設における児童養護
 - (1) 施設養護の特質
 - (2) 施設養護の基本原則
個別化、親子関係の尊重と調整、集団の活用
3. 施設養護の実際
 - (1) 日常生活及び自立に向けての援助
 - (2) 治療的・支援的援助（心の傷を癒したり、心を育むための、また障害を支えるための援助）
 - (3) 親子関係・学校・地域などとの関係調整
4. 児童福祉施設の運営・管理と援助者
 - (1) 援助（養護）の理念
 - (2) 児童福祉施設の運営・管理
 - (3) 児童福祉施設援助者としての資質
 - (4) 個別援助技術や集団援助技術などの専門援助技術
 - (5) スーパービジョンとチームワーク
 - (6) 倫理の確立
5. 今後の課題

【保育の本質・目的の理解に関する科目】

<p><科目名> 教育原理（講義・2単位）</p>
<p><目 標></p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 教育の意義・目的及び児童福祉との関連性について理解させる。 2. 教育の基礎的概念、理論、歴史について学び、教育に関する体系的知識を習得させる。 3. 教育の制度と基本的な実践原理及び指導原理について理解させる。 4. 生涯学習社会における教育の在り方について考える。 5. 教育学的な思考や態度を習得させる。
<p><内 容></p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 教育の意義、目的及び児童福祉との関連性 <ol style="list-style-type: none"> (1) 教育の意義と目的 (2) 教育と児童福祉の関連性 2. 教育の基礎的概念と諸理論 <ol style="list-style-type: none"> (1) 諸外国の教育理論 (2) 日本の教育理論 (3) 幼児教育の理論 3. 教育の歴史 <ol style="list-style-type: none"> (1) 諸外国の教育史 (2) 日本の教育史 (3) 子ども観と教育観の変遷 4. 教育の制度 <ol style="list-style-type: none"> (1) 教育制度の基礎 (2) 教育法規・教育行政の基礎 (3) 諸外国の教育制度 5. 教育の実践 <ol style="list-style-type: none"> (1) 教育の内容 (2) 教育の方法 (3) 教育指導の原理と形態 6. 生涯学習社会における教育 <ol style="list-style-type: none"> (1) 生涯学習の基礎 (2) 生涯学習社会における教育 7. 現代の教育問題

【保育の対象の理解に関する科目】

<p><科目名> 発達心理学（講義・2単位）</p>
<p><目 標></p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 保育は子どもがよき大人に発達するように援助する営みである。その子どもの発達について理解させる。 2. 人間の受精・誕生から死までの発達を理解させる。 3. 発達期の特徴を理解させる。 4. 子どもの将来に影響を及ぼす保育士と子どもとの連鎖的關係を理解させる。 5. 「保育所保育指針」の発達項目を理解させる。
<p><内 容></p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 発達心理学の方法と考え方 <ol style="list-style-type: none"> (1) 何のために発達心理学を学ぶか (2) 一人一人の子どもの発達を正確にとらえる必要性を理解させる。 (3) 人間の発達を生涯発達の視点からとらえ、それぞれの「発達段階」を理解させる。 2. 初期経験の重要性 <ol style="list-style-type: none"> (1) 知能・性格・感情の基本を形成する乳幼児期の経験について理解させる。 (2) 野生児の事例、動物実験の事例から発達の課題について理解させる。 3. 発達期の特徴 <ol style="list-style-type: none"> (1) 胎児期 (2) 新生児期 (3) 乳児期 (4) 幼児期 (5) 児童期 (6) 青年期 (7) 成人期から老人期 4. 乳幼児期における発達援助のあり方（保育所保育指針の発達項目）

【保育の対象の理解に関する科目】

<科目名>

教育心理学（講義・2単位）

<目 標>

1. 養護とともに保育を構成する要素としての教育の過程における心理学的法則や事実の理解及び、より効果的な保育を展開するために教育心理学の基本的事項について理解させる。
2. 生涯発達の観点により幼児期から青年期までの保育と教育の関連を把握できるようにするとともに、子ども一人一人の発達に対応した教育的対応についての理解を深めさせる。
3. 子育て支援の一環としての保育における教育的要素に関する相談に対応できる能力を養成する。

<内 容>

1. 教育心理学とは何か
 - (1) 教育心理学とは何か
 - (2) 保育における教育心理学
 - (3) 教育心理学の方法
2. 発達
 - (1) 生涯発達の発達観
 - (2) 発達段階と個人差
 - (3) 発達課題と個人差
3. 学習
 - (1) 学習の過程
 - (2) 学習の理論
4. 知的能力と人格
 - (1) 知能と学力
 - (2) 知能の測定
 - (3) 知能と創造性
5. 集団と個人
 - (1) 保育における集団と個人
 - (2) 集団の種類と構造
 - (3) 集団の役割とその指導

【保育の対象の理解に関する科目】

<科目名>

小児保健（講義・実習 5単位）

<目 標>

1. 生命の保持と情緒の安定を図る保育における小児の健康の意味を認識し、保育実践における保健活動の重要性を理解させる。
2. 今日、発生している小児の心身の健康問題の原因が、養育環境や養育方法に有ることを認識し、それらの問題に適切に対処できるようにさせる。
3. 小児の健康状態を、個人生活と保育生活等の集団生活のレベルで理解させる
4. 小児の疾病異常や事故の特徴とその予防について理解し、さらに緊急時の基礎的対応を可能にさせる。
5. 小児の健康が家庭や地域との密接な関係があることを認識し、家庭や地域との連携を通じた保健活動の重要性を理解させる。

<内 容>

1. 小児の健康と小児保健の意義と目的
 - (1) 小児の健康の定義と健康に影響する要因
 - (2) 小児の健康と保育との関係
 - (3) 小児の健康と家庭・地域の関連
 - (4) 小児の健康指標と小児保健水準
2. 小児の発育・発達と生活の支援
 - (1) 身体発育の特徴とその評価
 - (2) 精神運動機能発達の特徴とその評価
 - (3) 生理機能と小児の生活
 - (4) 発育・発達を促す保育の実際
3. 小児の食生活と栄養
 - (1) 小児の栄養の意義
 - (2) 小児各時期の食生活の実際
4. 心身の健康増進の意義とその実践
 - (1) 小児各時期の健康づくりの意義
 - (2) 小児各時期の健康づくりの実践
5. 小児の疾病とその予防対策
 - (1) 小児期の健康状態の評価
 - (2) 小児の疾病の特徴と小児期に多く見られる疾病
 - (3) 心身の状態と保育現場で必要な応急処置
 - (4) 予防接種
 - (5) 養育上問題と心身の健康
 - (6) 疾病異常と支援体制
6. 事故と安全対策
 - (1) 小児の事故の特徴
 - (2) 事故と心身の被害と救急処置
 - (3) 事故防止対策と安全教育
 - (4) 事故や災害と精神保健
7. 児童福祉施設における保健対策
 - (1) 児童福祉施設における保健活動の基本的方針
 - (2) 各種の児童福祉施設の特徴と健康管理の実際
 - (3) 保健活動における連携
8. 母子保健対策と保育
 - (1) 地域・母子保健の意義

- (2) 母子保健サービスの実際
- (3) 母子保健サービスと保育との連携

【保育の対象の理解に関する科目】

<科目名>

小児栄養（演習・2単位）

<目 標>

1. 小児期の栄養と食生活は生涯にわたる健康と生活の基礎であることを理解し小児期から成人にいたる一貫した食生活の意義を理解させる。
2. 保育者として、保育との関連のなかで、小児に適切な食事が提供できることの意義を理解させる。
3. 保育者として、保育における食生活が心の健康にも影響することを理解させる。
4. 食生活が、家族の健康や生活、地域との密接な関係があることを理解させる
5. 食生活を通じて、生活全般や環境の望ましい姿を理解させる。

<内 容>

1. 小児の健康な生活と食生活の意義
 - (1) 小児の心身の健康や生活と食生活の関係
 - (2) 家庭・地域における食生活の実態と小児の食生活
2. 小児の発育・発達と食生活
 - (1) 身体発育・精神運動機能発達と栄養・食生活
 - (2) 食べる機能・消化吸収機能発達と栄養・食生活
3. 栄養に関する基本的知識
 - (1) 栄養素、栄養生理、代謝に関する基本的知識
 - (2) 栄養所要量の意義とその活用
 - (3) 小児の集団生活と献立作成・調理の基本
 - (4) 栄養状態の評価
4. 妊娠・授乳期の食生活
 - (1) 妊娠のメカニズムと正常な妊婦の食生活
 - (2) 母乳分泌と母乳分泌促進の食生活
 - (3) 妊娠・分娩の異常と食生活
 - (4) 胎児と食生活
5. 乳児期の食生活
 - (1) 乳児期の心身の特徴と食生活の関係
 - (2) 乳汁栄養（母乳栄養・人工栄養・混合栄養）
 - (3) 離乳の意義とその実践
 - (4) 乳児期の栄養上の問題と健康への対応
6. 幼児期の食生活
 - (1) 幼児期の心身の特徴と食生活の関係
 - (2) 幼児期の食生活の特徴とその実践
 - (3) 間食の意義とその実践
 - (4) 幼児期の栄養上の問題と健康への対応
7. 学齢期・思春期の食生活
 - (1) 学齢期・思春期の心身の特徴と食生活
 - (2) 学齢期・思春期の具体的な食生活
 - (3) 学校給食と栄養教育
8. 小児期の疾病と食生活
 - (1) 小児の疾病の特徴と食生活
 - (2) 摂食障害と食生活のあり方
 - (3) 症状別の食生活
 - (4) 食事療法

(5) 不適切な食生活と健康障害

9. 障害をもつ小児の食生活

(1) 障害の特徴と食生活

(2) 障害児の食生活の実際

10. 児童福祉施設における食生活

(1) 児童福祉施設の特徴と食生活の基本

(2) 児童福祉施設の給食の基本的方針

(3) 食事による健康障害とその予防

(4) 栄養・食生活に関する教育や指導

【保育の対象の理解に関する科目】

<科目名>

精神保健（講義・2単位）

<目 標>

1. 小児の精神発達の様相とそれを促す適切な保育のあり方を理解させる。
2. 虐待、いじめ等の心の健康障害の実態を認識し、保育における適切な対処のあり方について理解させる。
3. 単に精神医学的対応のみならず、小児各時期の健全育成を基盤とした保育の必要性を理解させる。
4. 小児の心の健康に関して家庭・地域・保育の連携の重要性を理解させる。

<内 容>

1. 小児の精神機能発達と精神保健
 - (1) 精神発達と脳神経系器官の成熟
 - (2) 心の健康に影響する要因
2. 小児の生活環境と精神保健
 - (1) 家族関係と小児期の精神保健
 - (2) 文化・教育環境と小児期の精神保健
 - (3) 社会環境と小児期の精神保健
3. 小児各時期の精神保健
 - (1) 身体と精神保健の関係
 - (2) 乳児期の精神保健
 - (3) 幼児期の精神保健
 - (4) 学齢期の精神保健
 - (5) 思春期の精神保健
4. 小児の心の健康障害
 - (1) 小児各時期の精神障害の特徴
 - (2) 心の健康障害と小児の養育のあり方
5. 小児期の精神保健活動
 - (1) 精神医学と保育の連携
 - (2) 子育て支援対策と心の健康づくり
 - (3) 児童福祉施設における心のケア
 - (4) 地域精神保健活動と保育

【保育の対象の理解に関する科目】

<p><科目名> 家族援助論（講義・2単位）</p>
<p><目 標></p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 保育所のもつ「子育て支援」を重要な社会的役割として理解し、児童・親を含めた家族が保育の対象であることを理解させる。 2. 「子育て支援」は保育所だけでなく、その他の児童福祉施設の親についても同様に必要とされることを理解させる。 3. 現在の家族を取り巻く社会環境における家庭生活、とくにその人間関係（夫婦・親子・きょうだい）のあり方を理解すること及びそれをふまえて適切な「相談・助言」を行うことは「子育て支援」のために欠かせないものであることを理解させる。 4. 1～3を踏まえ、それぞれの家族のニーズに応じた多様な支援対策を提供するため、児童福祉の基礎となる家族の福祉を図るための種々の援助活動及び関係機関との連携について理解させる。
<p><内 容></p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 家族とは何か <ol style="list-style-type: none"> (1) 家族の意味（定義） (2) 家族の機能 2. 家族をとりまく社会的状況と支援体制 <ol style="list-style-type: none"> (1) 都市化 (2) 核家族化・少子化 (3) 男女共同参画社会の進展 (4) 家族の福祉を図るための社会資源 3. 今日における家族生活（家族関係） <ol style="list-style-type: none"> (1) 夫婦関係（子どもから見た両親のあり方） (2) 親子関係 (3) きょうだい関係 4. 「子育て支援」としての家族対応 <ol style="list-style-type: none"> (1) 「子育て」からみた家族の課題 (2) 子育て支援の意義 (3) 子育て支援サービスの範囲 (4) 「相談・助言」という「子育て支援」 (5) 虐待などへの対応 (6) 子育て支援サービスの課題 (7) 子育て支援サービスの具体的展開 (8) 子育て支援における関係機関との連携

【保育の内容・方法の理解に関する科目】

<p><科目名> 保育内容（演習・6単位）</p>
<p><目 標></p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 「保育内容」とは、保育所において保育の目標を達成するために展開される全ての内容を意味するものであることを理解させる。 2. 領域別（健康・人間関係・環境・言葉・表現）の教科の学びと共に、それらを総合的にとらえる視点を養い、保育の全体構造の理解に基づいて、子どもの理解や保育方法について学ばせる。 3. 保育士として、発達過程に即して子ども理解することと、総合的に指導・援助が行えるよう実践的な力を習得させる。 4. 「保育内容」は、5領域を視野に入れた教科（5領域に区分、5領域にとらわれず区分のいずれも可）と、それらの教科を統合する「保育内容総論」から構成されることが望ましい。
<p><内 容></p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 保育の基本と保育内容 <ol style="list-style-type: none"> (1) 保育の基本と内容・方法を理解させる (2) 全体構造の中で保育内容をとらえる 2. 保育内容の歴史の変遷 3. 子どもの発達と保育内容 <ol style="list-style-type: none"> (1) 子どもの発達の捉え方と保育内容 (2) 保育所保育指針の発達観 (3) 保育所保育指針での保育内容の構成 <ul style="list-style-type: none"> ア 養護に関わるねらい及び内容 イ 教育に関わるねらい及び内容 ウ 養護と教育の一体性 4. 子どもの活動と保育環境・子どもの活動と援助 <ol style="list-style-type: none"> (1) 子どもの活動の捉え方と環境 (2) 保育の環境とは・環境構成とは (3) 保育者の援助とは (4) 遊びを通しての総合的指導とは 5. 保育の計画と評価 <ol style="list-style-type: none"> (1) 保育課程の編成 (2) 指導計画の作成 (3) 保育の展開と自己評価 6. 保育内容の課題 <ol style="list-style-type: none"> (1) 多様な保育ニーズへの対応と保育内容 (2) 幼稚園・小学校との連携 (3) 保育内容を学び・研究する保育者

【保育の内容・方法の理解に関する科目】

<p><科目名> 乳児保育（演習・2単位）</p>
<p><目 標></p> <ol style="list-style-type: none"> 1. わが国における乳児保育の変遷と保育所・乳児院・家庭の現状を確認しながら、保育所や乳児院の果たす役割、乳児保育を担当する保育者としての役割を自覚させる。 2. 保育所や乳児院で乳児保育を担当する保育士として必要な乳児保育の理論や知識・技術の基本を具体的な事例を通して理解させる。 3. 広く乳児期（3歳未満児）の発達と保育について学びながら、そこにおける大人の役割について、事例をもとに具体的に理解させる。 4. 乳児を集団で保育することについて、保育現場での具体的な課題を、討議しながら考え問題解決の方法を理解させる。
<p><内 容></p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 乳児保育の意義 <ol style="list-style-type: none"> (1) 乳児・乳児保育の概念 (2) 保育ニーズと乳児保育の考え方の基本 2. 乳児保育の発展の経緯と現状 <ol style="list-style-type: none"> (1) 乳児に対する保育観の変遷 (2) 乳児保育の一般化への過程 (3) 保育所・乳児院の役割と乳児保育の位置づけ 3. 乳児の発達と保育 <ol style="list-style-type: none"> (1) 0歳児の発達と保育（新生児期、0歳児前期、0歳児後期） (2) 1歳児の発達と保育 (3) 2歳児の発達と保育 (4) 乳児の発達と保育（援助の基本的視点の獲得） 4. 乳児の発達と保育 <ol style="list-style-type: none"> (1) 乳児保育の計画（保育課程、指導計画） (2) 保育形態と保育の環境構成 (3) 職員の協力体制 (4) 家庭・他機関・家庭的保育・地域との連携 5. 保育の計画と記録・自己評価 <ol style="list-style-type: none"> (1) 記録・自己評価 (2) 保育士の専門性 6. 今後の課題

【保育の内容・方法の理解に関する科目】

<p><科目名> 障害児保育（演習・1単位）</p>
<p><目 標></p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 一般の保育と障害児保育との連続性に気づかせ、一人ひとりの発達上の課題に対する特別な保育ニーズと支援を明らかにする観点からの障害理解を促す。 2. 障害児保育を支える理念に関して理解を深め、併せて、保育所、障害乳幼児通園施設等での保育の変遷と現状、及び今後の課題を理解させる。 3. 様々な障害についての理解を促し、個別的な保育上の留意点について学習させる。 4. 障害児保育場面における、日常生活動作、食事動作、排泄動作、更衣動作など具体的な保育方法について理解させる。 5. 相談機関などの種類と内容を理解すると共に、障害児への個別的援助の概略と保護者を中心とした支援の内容に関して理解を深めさせる。
<p><内 容></p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 障害児保育を支える理念 インテグレーション、メインストリーミング、ノーマライゼーション、インクルージョン 2. 障害児を取り巻く保育の現状 <ol style="list-style-type: none"> (1) 保育の現状と課題 (2) 専門機関とのよりよい連携 3. 様々な障害の理解と個別配慮 <ol style="list-style-type: none"> (1) 障害の種類とその特徴 (2) 保育現場での留意事項 4. 個に応じた保育支援 遊びや対人関係の援助、食事動作、排泄動作、更衣動作などの生活動作に関する具体的な保育技術 5. 家庭に対する支援 家庭との連携と協力

【保育の内容・方法の理解に関する科目】

<p><科目名> 養護内容（演習・1単位）</p>
<p><目 標></p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 模倣的に居住型の児童福祉施設などを利用している児童の立場になったり生活プログラムを作成するなどの演習をとおして、日常的に展開されている具体的な児童の生活や援助者の援助を理解させる。 2. 児童の心身の成長や発達を保障し援助するために必要な知識や技能を習得させる。 3. 児童観や施設養護観を養う。
<p><内 容></p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 児童福祉施設利用者 <ol style="list-style-type: none"> (1) 家庭環境により家庭で生活することができない子どもたち (2) 心身に障害があるために専門的なケアを必要とする子どもたち 2. 援助（遊護）の内容 <ol style="list-style-type: none"> (1) 基本的な日常生活の援助 (2) 心の傷を癒したり、心を育むための援助 (3) 親子関係を調整するための援助 (4) 学校や地域などとの関係を調整するための援助 (5) 自己実現・自立への援助 3. 援助（養護）の理念 <ol style="list-style-type: none"> (1) 子どもの最善の利益 (2) 生存と発達の保障 (3) 権利擁護 4. 児童福祉施設援助者 <ol style="list-style-type: none"> (1) 児童福祉施設の援助者としての資質、倫理 (2) 個別援助技術や集団援助技術などの専門援助技術 6. 今後の課題

【基礎技能】

<p><科目名> 基礎技能（演習・4単位）</p>
<p><目 標></p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 保育の内容を理解し展開するために必要な知識や技能を習得させる。 2. 音楽及び造形に関する基本的な知識や技能を身につけ、それらに関する様々な活動を通して楽しさや喜びを体験し、保育の中で取り扱う教材やそれらを展開するために必要な知識や技能を習得させる。 3. 身体運動に関する基本的な知識を理解するとともに、身体能力や運動技能を高める。また、保育の中で取り上げる運動遊びに関する教材を作成したり、それらに必要な知識や技能を習得させる。
<p><内 容></p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 音楽に関する基本的な知識や技能 <ol style="list-style-type: none"> (1) 楽譜を読むために必要な基本的な知識 (2) 歌い、演奏するために必要なソルフェージュや器楽に関する知識や技能 (3) 様々な音楽活動を通しての楽しさや喜びの経験 (4) 子どもの歌、簡易楽器、ピアノなど器楽による伴奏法など保育実践において必要な知識や技能 2. 造形に関する基本的な知識や技能 <ol style="list-style-type: none"> (1) 造形活動を行う上で必要な材料や道具などに関する基本的な知識 (2) 描き造るために必要な絵画や工作、彫塑などに関する知識や技能 (3) 様々な造形活動を通しての楽しさや喜びの経験 (4) 造形玩具、遊具、ペーパサート、影絵など保育実践において必要な知識や技能 3. 体育に関する基本的な知識や技能 <ol style="list-style-type: none"> (1) 身体運動に関する基本的な知識と技能 (2) 保育実践において必要な知識や技能 (3) 運動遊びにおける安全管理

【保育実習】

<科目名>

保育実習（実習・5単位）

<目 標>

1. 児童福祉施設の内容、機能等を実践現場での体験を通して理解させる。
2. 既習の教科全体の知識・技能を基礎とし、これらを総合的に実践する応用力を養う。
3. 保育士としての職業倫理と子どもの最善の利益の具体化について学ばせる。

<内 容>

【保育実習指導（1単位）】

（ねらい）

保育実習を円滑に進めていくための知識・技術を習得し、学習内容・課題を明確化するとともに、実習体験を深化させる。

（内 容）

1. 事前指導として学内において講義や視聴覚学習等を用いた演習を行い、また実習施設において見学・オリエンテーション等を行う。とりあげる内容は次の通りである。
 - (1) 保育実習の意義・目的・内容の理解
 - (2) 保育実習の方法の理解
 - (3) 実習の心構えの理解。特に個人のプライバシーの保護と守秘義務、子どもの人権尊重についての理解。
 - (4) 実習課題の明確化
 - (5) 実習記録の意義・方法の理解
 - (6) 実習施設の理解
2. 実習中に巡回指導を行い、実習施設の実習指導担当者との連携のもとに、実習生へのスーパービジョンを行う。
3. 実習終了後に、事後指導として実習総括・評価を行い、新たな学習目標を明確化させる。

【保育所における実習（2単位）】

（ねらい）

保育所の生活に参加し、乳幼児への理解を深めるとともに、保育所の機能とそこでの保育士の職務について学ばせる。

（内 容）

1. 実習施設について理解させる
2. 保育の一日の流れを理解し、参加させる
3. 子どもの観察や関わりを通して乳幼児の発達を理解させる
4. 保育課程・指導計画を理解させる
5. 生活や遊びなどの一部分を担当し、保育技術を習得させる
6. 職員間の役割分担とチームワークについて理解させる
7. 記録や保護者とのコミュニケーションなどを通して家庭・地域社会を理解させる
8. 子どもの最善の利益を具体化する方法について学ばせる
9. 保育士としての倫理を具体的に学ばせる
10. 安全及び疾病予防への配慮について理解させる

【居住型児童福祉施設等における実習（2単位）】

（ねらい）

居住型児童福祉施設等の生活に参加し、子どもへの理解を深めるとともに、居住型児童福祉施設等の機能とそこでの保育士の職務について学ばせる。

（内 容）

1. 実習施設について理解させる
2. 養護の一日の流れを理解し、参加させる
3. 子どもの観察や関わりを通して、子どものニーズを理解させる
4. 援助計画を理解させる
5. 生活や援助などの一部分を担当し、養護技術を習得させる
6. 職員間の役割分担とチームワークについて理解させる
7. 記録や保護者とのコミュニケーションなどを通して家庭・地域社会を理解させる
8. 子どもの最善の利益についての配慮を学ばせる
9. 保育士としての職業倫理を理解させる
10. 安全及び疾病予防への配慮について理解させる

【総合演習】

<科目名>

総合演習（演習・2単位）

<目 標>

1. 保育に関する自発的、科目横断的な学習能力を習得させる。
2. 保育に関する現代的課題について、問題等の現状分析・検討を行わせる。
3. 問題解決のための対応、判断方法等について検討させる。
4. 必修科目（総合演習を除く。以下同じ。）及び選択必修科目の履修状況を踏まえ、保育士として必要な知識技能を修得したことを確認させる。

<内 容>

「総合演習」は、次の①又は②のいずれかを実施するものとする。

- ① 保育にかかわる課題の中から一以上のものに関する分析、検討を行うと共に、その課題について、児童や保護者を援助するための技術、方法について学修させるものとする。さらに、問題を発見し、その問題を解決する過程を理解し、解決内容について再検討する手法を取得させることをも目的とする。
- ② 総合演習を履修する者の必修科目及び選択必修科目の履修状況を踏まえ、保育士として必要な知識技能を修得したことを確認するものとする。

【参考例】

①について

（課題）

1. 少子化への対応
2. 虐待及びそれに伴う世代間連鎖について
3. 長時間保育と子どもの発達について
4. 少子高齢化と世代間交流

（教授方法）

1. テーマごとのディスカッション
2. 研究発表
3. 研究発表

②について

（必要な知識技能を修得したことを確認するための授業内容・方法）

1. イントロダクション・これまでの学修の振り返りについての講義・グループ討論
2. 保育士の意義や役割、職務内容、児童に対する責任等についてのグループ討論。ロールプレイング
3. 社会性、対人関係能力、児童理解等についてのグループ討論
4. 保育内容等の指導力についての講義・グループ討論
5. 資質能力の確認、まとめ

【保育実習】

<科目名>

保育実習Ⅱ（実習・2単位）

<目 標>

1. 保育所の保育を実際に実践し、保育士として必要な資質・能力・技術を習得させる。
2. 家庭と地域の生活実態にふれて、子ども家庭福祉ニーズに対する理解力、判断力を養うとともに、子育てを支援するために必要とされる能力を養う。

<内 容>

1. 保育全般に参加し、保育技術を習得させる。
2. 子どもの個人差について理解し、対応方法を習得させる。特に発達の遅れや生活環境にともなう子どものニーズを理解し、その対応について学ばせる。
3. 指導計画を立案し、実際に実践させる。
4. 子どもの家族とのコミュニケーションの方法を、具体的に習得させる。
5. 地域社会に対する理解を深め、連携の方法について具体的に学ばせる。
6. 子どもの最善の利益への配慮を学ばせる。
7. 保育士としての職業倫理を理解させる
8. 保育所の保育士に求められる資質・能力・技術に照らし合わせて、自己の課題を明確化させる。

【保育実習】

<p><科目名> 保育実習Ⅲ (実習・2単位)</p>
<p><目 標></p> <ol style="list-style-type: none">1. 児童福祉施設 (保育所以外)、その他社会福祉施設の養護を実際に実践し、保育士として必要な資質・能力・技術を習得させる。2. 家庭と地域の生活実態にふれて、子ども家庭福祉ニーズに対する理解力、判断力を養うとともに、子育てを支援するために必要とされる能力を養う。
<p><内 容></p> <ol style="list-style-type: none">1. 養護全般に参加し、養護技術を習得させる。2. 子どもの個人差について理解し、対応方法を習得させる。特に発達の遅れや生活環境にともなう子どものニーズを理解し、その対応について学ばせる。3. 援助計画を立案し、実際に実践させる。4. 子どもの家族とのコミュニケーションの方法を、具体的に習得させる。5. 地域社会に対する理解を深め、連携の方法について学ばせる。6. 子どもの最善の利益を具体化する方法について学ばせる。7. 保育士としての倫理を具体的に学ばせる。8. 児童福祉施設等の保育士に求められる資質・能力・技術に照らし合わせて、自己の課題を明確化させる。

第1回保育士養成課程等検討会	参考資料5
平成21年11月16日	

改正後全文（下線入り）

雇児発第1201002号
平成15年12月1日
 <一部改正> 雇児発第0331011号
平成16年3月31日
 <一部改正> 雇児発第0324005号
平成17年3月24日
 <一部改正> 雇児発第0331016号
平成18年3月31日
 <一部改正> 雇児発第0227004号
平成21年2月27日

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長

保育士試験の実施について

保育士試験については、かねてより御配慮をいただいているところであるが、今般、「児童福祉法の一部を改正する法律」（平成13年法律第135号）等によって整備された保育士関係規定が施行されたことに伴い保育士試験の実施基準を定めたので下記の事項に御留意のうえ、その適正な実施に特段の御配慮をお願いしたい。

なお、「保育士試験の実施について」（平成13年6月29日雇児発第440号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）は、廃止する。

また、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項に規定する技術的助言として発出するものであることを申し添える。

記

1 保育士試験実施要領

保育士試験は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）及び関係法令の規定に基づき実施することとされたが、取扱いについては、別紙1「保育士試験実施要領」により実施するものとする。

2 問題作成及び採点上の留意事項

試験委員（法第18条の11の規定による指定試験機関の試験委員を含む。）が具体的問題を作成し又は採点するに当たっては、別紙1「保育士試験実施要領」によるほか、指定保育士養成施設のカリキュラムと均衡を図るよう配慮すること。

3 受験資格について

受験資格を有する者は、児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号。以下「規則」という。）第6条の9各号に規定する者及び児童福祉法施行規則第6条の9第1号の規定に基づき厚生労働大臣の定める者（昭和63年厚生省告示第163号）とする。

なお、規則第6条の9第4号に規定する「厚生労働大臣の定める基準」については、別紙2「保育士試験受験資格認定基準」のとおりとする。

4 受験申請

受験申請に際しては、規則第6条の12に基づき、本籍地都道府県名（日本国籍を有していない者については、その国籍）、連絡先、氏名及び生年月日を記載した申請書に次の書類を添えて都道府県が定める期間内に提出させること。

- (1) 規則第6条の9各号のいずれかに該当することを証する書類
- (2) 写真
- (3) 下記の7に該当する者は、保育士試験受験科目免除願及び免除対象者であることを証する書類
- (4) また、前年又は前々年に合格した科目のある者であって、当該科目の受験を希望する者については、一部科目合格届及び一部科目合格を証する書類

なお、当該申請者については、当該年度の試験において届け出た科目の一部又は全部が不合格となった場合には、届出に従い試験判定を行うものであること。

5 試験実施後の報告

保育士試験を実施した場合においては、その合格者の発表を行った日から10日以内に各科目の試験問題を添付のうえ、別紙3「保育士試験実施状況」による報告書を提出すること。

6 合格通知について

- (1) 保育士試験は、筆記試験及び実技試験により行い、実技試験は、筆記試験のすべてに合格した者について行うこととされたことに伴い、筆記試験終了後速やかに筆記試験の結果を通知すること。
- (2) 実技試験の結果については、終了後速やかに通知すること。また、保育士試験合格者に対して、保育士となるには保育士登録が必要であることについて周知を行うこと。
- (3) 都道府県は、合格者及び一部科目合格者の一覧表を作成し保存すること。保存年限については、各都道府県の文書保存規定等によること。

7 一部科目免除の取扱いについて

- (1) 前年又は前々年に合格した科目のある者については、一部科目合格通知の写しを添え、保育士試験受験科目免除願を提出させることで、試験科目の一部を免除することが

できる。

- (2) 厚生労働大臣の指定する学校又は施設において、その指定する科目を専修した者であって、当該科目の受験の免除を受けようとする者については、別に定める保育士試験免除科目を専修したことを証する書類を添え、保育士試験受験科目免除願を提出させることで、試験科目の一部を免除することができる。
- (3) 幼稚園教諭免許を有する者については、保育士試験受験科目免除願に幼稚園教諭免許を有することを証する書類又は幼稚園教諭免許状の写しを添えて提出させることで、筆記試験科目の発達心理学及び教育原理並びに実技試験の保育実習実技を免除することができる。

(別紙1)

保育士試験実施要領

第1 趣旨

児童福祉法(昭和22年法律第164号)第18条の8の規定に基づく保育士試験を適切に実施するために、試験実施に係る基準を定めるものとする。

第2 試験実施の方法

1 基本事項

保育士試験は、筆記試験及び実技試験によって行い、実技試験は、筆記試験のすべてに合格した者について行うものであること。

2 試験期間

毎年8月初旬に筆記試験を実施、実技試験については筆記試験終了後速やかに実施することを原則とする。

3 科目の種類

社会福祉、児童福祉、発達心理学及び精神保健、小児保健、小児栄養、保育原理、教育原理及び養護原理、保育実習理論については筆記試験を行い、保育実習実技については実技試験を行う。

4 出題範囲

別添「保育士試験出題範囲」により出題する。

5 出題方式

(1) 筆記試験は、真偽式、完成方式、選択式、組合せ式等客観的に採点可能なものを原則とする。

なお、出題に当たっては、事例問題をできるだけ導入するよう努めること。

(2) 実技試験については、試験の実施者は次の分野から3分野を選び、その各々について出題し、受験生はその3分野から2分野を選んで受験する。

ア 音楽 イ 絵画制作 ウ 言語 エ 一般保育

6 出題方針

出題に当たっては、各科目共通に次の事項に留意すること。また個々の科目の留意事項は、保育士試験出題範囲に定めるとおりとする。

ア 機械的記憶に頼るような出題は避け、理解の深さを試す出題を心がける。

イ 出題範囲から平均して出題し、1分野に偏ることは避ける。

ウ 試験時間内に8割以上の受験者が問題の内容を理解し、解答を作成し得る程度の分量及び難易度とする。

エ 偏った特殊な学説に基づく解釈や理論に関する出題は避ける。

オ 常用漢字、現代かな使いを用いる。

7 試験時間、配点及び採点方法

(1) 試験時間及び配点

試験時間及び配点は、次のとおりとし、出題数は試験時間内に解答が作成できる程度の分量とすること。

科目	時間 (分)	満点
社会福祉	60	100
児童福祉	60	100
発達心理学	30	50
精神保健	30	50
小児保健	60	100
小児栄養	60	100
保育原理	60	100
教育原理	30	50
養護原理	30	50
保育実習理論	60	100
保育実習実技 (都道府県で定める)		100

(2) 採点方法

- 1 保育実習実技の採点は、正副2人の試験委員が別個に採点し、その平均点を得点とすること。
- 2 一般保育の算定に当たっては、次の事項の各々について採点し、その合計点の3分の1を得点とする。
 - ア 場に対する適応性の有無
 - イ 場面判断の能力の有無
 - ウ 表現の適切さ

第3 合格基準

1 科目の合格点は満点の6割以上とする。ただし、発達心理学及び精神保健については、発達心理学及び精神保健それぞれ満点の6割以上でなくてはならない。教育原理及び養護原理についても同様とする。

また、保育実習実技についても、各分野において満点の6割以上でなくてはならない。

(別添)

保育士試験出題範囲

社会福祉

第1 出題の基本方針

社会福祉全般に関して、その理念体系を理解しているかを問うことを基本とする。

問題選択に当たっては、我が国の社会福祉の体系を概括的に理解しているかという点のほか、その背景となっている社会の動向、社会保障等の関連の深い制度の概要、制度の歴史的展開等の点についても留意する必要がある。

第2 出題範囲

1 現代社会と社会福祉の意義

- (1) 社会福祉の理念と概念
- (2) 社会福祉の対象と主体
- (3) 社会福祉ニーズの変容
- (4) 社会福祉の発展

2 社会福祉の法体系と実施体系

- (1) 社会福祉法制の体系
- (2) 社会福祉のサービス実施体系
- (3) 社会福祉サービスの評価と情報提供
- (4) 社会福祉の財政と費用負担
- (5) 社会福祉サービスにおける公私の役割
- (6) 社会保障及び関連制度の概要

3 社会福祉援助技術の概要

- (1) 社会福祉援助技術の発展経緯
- (2) 社会福祉援助技術の形態と方法
- (3) 社会福祉援助活動の動向

4 社会福祉専門職

- (1) 社会福祉従事者の概要
- (2) 社会福祉従事者の専門性と倫理
- (3) 保健・医療関係分野の専門職との連携

5 社会福祉の動向

- (1) 少子高齢社会への対応
- (2) 在宅福祉・地域福祉の推進
- (3) 社会福祉基礎構造改革の進展
- (4) ボランティア活動の推進
- (5) 諸外国の動向

6 利用者保護制度の概要

- (1) 第三者評価
- (2) 苦情解決
- (3) 権利擁護
- (4) 情報提供

第3 出題上の留意事項

- 1 社会福祉援助技術の内容等について理解しているかという点についても出題し、その場合には、具体的事例を設定して問う等工夫が必要である。
- 2 細かい法律や手続き、歴史的事項についての個々の知識に関して出題する場合は常に社会福祉の理念あるいは現在の社会福祉の全体系を理解する上で関係の深い必要なものに限ることとする。
- 3 児童福祉や保育原理の出題とは、十分関連をとって出題する。

児童福祉

第1 出題の基本方針

児童がおかれている現状とこれに対応して行われている現在の児童福祉制度及びその役割を体系的に理解しているかを問うことを基本とする。

問題選択に当たっては、我が国の児童福祉の理念・制度の体系を概括的に理解しているかという点のほか、児童及びそれを取りまく環境の状況、児童福祉従事者の状況、児童福祉に係る相談援助活動の点についても留意する必要がある。

第2 出題範囲

- 1 児童福祉の意義とその歴史的展開
 - (1) 児童福祉の概念
 - (2) 児童福祉の理念
 - (3) 現代社会と児童
 - 2 わが国の児童福祉に関する制度と福祉機関・施設
 - (1) 児童福祉に関する法律
 - (2) 児童福祉の制度
 - (3) 児童福祉の機関
 - (4) 児童福祉の施設
 - (5) 児童福祉の費用
 - 3 児童福祉の現状と課題
 - (1) 少子化と子育て支援サービス
 - (2) 健全育成
 - (3) 母子保健
 - (4) 保育
 - (5) 養護と虐待の防止
 - (6) 障害児
 - (7) 少年非行・情緒障害
 - (8) ひとり親家庭
 - (9) 現代の児童福祉の課題と展望
 - (10) 諸外国の現状
 - 4 児童福祉の実践と児童福祉従事者
 - (1) 児童福祉の専門職
 - (2) 児童福祉の専門援助技術
 - (3) 児童福祉サービス関連機関との連携
 - 5 相談援助活動
- ### 第3 出題上の留意事項

- 1 児童福祉の意義とその歴史的展開の部分からは、歴史的にあまり古いものや現在の児童福祉制度と関連のないものは出題しない。
- 2 社会福祉、保育原理、教育原理の出題とは、十分関連をとって出題する。

発達心理学

第1 出題の基本方針

発達の基本原理、胎児期から老人期までにおける発達期の特徴及び各々の発達段階における心理構造の特質、乳幼児期における発達援助のあり方、特に保育の実際との関係において十分に把握できているかを問うことを基本とする。

第2 出題範囲

1 発達心理学の方法と考え方

- (1) 何のために発達心理学を学ぶか
- (2) 一人一人の子どもの発達を正確にとらえる必要性
- (3) 人間の発達を「ライフサイクル」的な視点からとらえた「発達段階」

2 初期経験の重要性

- (1) 知能・性格・感情の基本を形成する乳幼児期の経験
- (2) 野生児の事例、動物実験の事例からみた発達の課題

3 発達期の特徴

- (1) 胎児期
- (2) 新生児期
- (3) 乳児期
- (4) 幼児期
- (5) 児童期
- (6) 青年期
- (7) 成人期から老人期

4 乳幼児期における発達援助のあり方（保育所保育指針の発達項目）

第3 出題上の留意事項

- 1 児童の発達の道筋を正しく理解し、家庭、所属集団等との関連において把握することを主眼として出題する。
- 2 児童の言動や問題行動についての理解等児童の保育等の実際において役立つような知識についても問わなければならない。
この場合、児童の問題行動の実態から出発して、その原因の理解方法、問題の解決方法及びその理論的背景等の理解についての出題を中心におくことが望ましい。
- 3 精神保健や保育原理の出題と十分関連をとって出題する。

精神保健

第1 出題の基本方針

発達段階及びその特質を基本的に理解した上で、それから外れた行動を示す児童について、正しい理解と取扱いができるかどうか、また、保育等の実際と関連して精神保健の意義及び目的を理解しているかどうかを問うことを基本とする。

第2 出題範囲

1 小児の精神機能発達と精神保健

- (1) 精神発達と脳神経系器官の成熟

- (2) 心の健康に影響する要因
- 2 小児の生活環境と精神保健
 - (1) 家族関係と小児期の精神保健
 - (2) 文化・教育環境と小児期の精神保健
 - (3) 社会環境と小児期の精神保健
- 3 小児各時期の精神保健
 - (1) 身体と精神保健の関係
 - (2) 乳児期の精神保健
 - (3) 幼児期の精神保健
 - (4) 学齢期の精神保健
 - (5) 思春期の精神保健
- 4 小児の心の健康障害
 - (1) 小児各時期の精神障害の特徴
 - (2) 心の健康障害と小児の養育のあり方
- 5 小児期の精神保健活動
 - (1) 精神医学と保育の連携
 - (2) 子育て支援対策と心の健康づくり
 - (3) 児童福祉施設における心のケア
 - (4) 地域精神保健活動と保育

第3 出題上の留意事項

- 1 保育の中で遭遇する、児童の発達の遅れや行動の異常についての理解を深めるような出題とし、理論面に過度に重点が置かれることなく保育等の実際における応用力を重視した出題とする。
- 2 問題作成に当たっては、障害児保育との関連も考慮に入れることとする。
- 3 発達心理学や保育原理の出題と十分関連をとって出題する。

小児保健

第1 出題の基本方針

個々の小児と集団を形成した場合の小児各時期の健康についての理解と健康増進や疾病異常に対する対応への理解を問うことを基本とする。

問題選択に当たっては、身体面のみならず心の健康についての理解や各種の保健対策、安全対策等についても留意する必要がある。

第2 出題範囲

- 1 小児の健康と小児保健の意義と目的
 - (1) 小児の健康の定義と健康に影響する要因
 - (2) 小児の健康と保育との関係
 - (3) 小児の健康と家庭・地域の関連
 - (4) 小児の健康指標と小児保健水準
- 2 小児の発育・発達と生活の支援
 - (1) 身体発育の特徴とその評価
 - (2) 精神運動機能発達の特徴とその評価
 - (3) 生理機能と小児の生活
 - (4) 発育・発達を促す保育の実際

- 3 小児の食生活と栄養
 - (1) 小児の栄養の意義
 - (2) 小児各時期の食生活の実際
 - 4 心身の健康増進の意義とその実践
 - (1) 小児各時期の健康づくりの意義
 - (2) 小児各時期の健康づくりの実際
 - 5 小児の疾病とその予防対策
 - (1) 小児期の健康状態の評価
 - (2) 小児の疾病の特徴と小児期に多く見られる疾病
 - (3) 心身の状態と保育現場で必要な応急処置
 - (4) 予防接種
 - (5) 養育上問題と心身の健康
 - (6) 疾病異常と支援体制
 - 6 事故と安全対策
 - (1) 小児の事故の特徴
 - (2) 事故と心身の被害と救急処置
 - (3) 事故防止対策と安全教育
 - (4) 事故や災害と精神保健
 - 7 児童福祉施設における保健対策
 - (1) 児童福祉施設における保健活動の基本的方針
 - (2) 各種の児童福祉施設の特徴と健康管理の実際
 - (3) 保健活動における連携
 - 8 母子保健対策と保育
 - (1) 地域母子保健の意義
 - (2) 母子保健サービスの実際
 - (3) 母子保健サービスと保育との連携
- 第3 出題上の留意事項
- 1 保育等の実際においてしばしば出会うと思われる事項に関して出題することが望ましい。
 - 2 精神保健の出題と十分関連をとって出題する。

小児栄養

第1 出題の基本方針

小児栄養の基本的理論を体系的に理解しているか、特に保育の実際との関連において実践的な知識・理解となっているかを問うことを基本とする。

第2 出題範囲

- 1 小児の健康な生活と食生活の意義
 - (1) 小児の心身の健康や生活と食生活の関係
 - (2) 家庭・地域における食生活の実態と小児の食生活
- 2 小児の発育・発達と食生活
 - (1) 身体発育・精神運動機能発達と栄養・食生活
 - (2) 食べる機能・消化吸収機能発達と栄養・食生活
- 3 栄養に関する基本的知識

- (1) 栄養素、栄養生理、代謝に関する基本的知識
- (2) 栄養所要量の意義とその活用
- (3) 小児の集団生活と献立作成・調理の基本
- (4) 栄養状態の評価
- 4 妊娠・授乳期の食生活
 - (1) 妊娠のメカニズムと正常な妊婦の食生活
 - (2) 母乳分泌と母乳分泌促進の食生活
 - (3) 妊娠・分娩の異常と食生活
 - (4) 胎児と食生活
- 5 乳児期の食生活
 - (1) 乳児期の心身の特徴と食生活の関係
 - (2) 乳汁栄養（母乳栄養・人工栄養・混合栄養）
 - (3) 離乳の意義とその実践
 - (4) 乳児期の栄養上の問題と健康への対応
- 6 幼児期の食生活
 - (1) 幼児期の心身の特徴と食生活の関係
 - (2) 幼児期の食生活の特徴とその実践
 - (3) 間食の意義とその実践
 - (4) 幼児期の栄養上の問題と健康への対応
- 7 学齢期・思春期の食生活
 - (1) 学齢期・思春期の心身の特徴と食生活
 - (2) 学齢期・思春期の具体的な食生活
 - (3) 学校給食と栄養教育
- 8 小児期の疾病と食生活
 - (1) 小児の疾病の特徴と食生活
 - (2) 摂食障害と食生活のあり方
 - (3) 症状別の食生活
 - (4) 食餌療法
 - (5) 不適切な食生活と健康障害
- 9 障害をもつ小児の食生活
 - (1) 障害の特徴と食生活
 - (2) 障害児の食生活の実際
- 10 児童福祉施設における食生活
 - (1) 児童福祉施設の特徴と食生活の基本
 - (2) 児童福祉施設の給食の基本的方針
 - (3) 食事による健康障害とその予防
 - (4) 栄養・食生活に関する教育や指導
- 第3 出題上の留意事項
 - 1 日常生活に密接な関係があり、かつ栄養上重要な基本的な問題を出題する。
 - 2 出題範囲内から平均して出題し、部分的な偏りをさける。

保育原理

第1 出題の基本方針

保育所の保育を体系的に理解しているかを問うことを基本とする。

問題選択に当たっては、地域の子育て支援や多様な保育ニーズへの対応、保育サービスの評価、家庭、地域との連携など保育を巡る現代的課題に関しても配慮が必要である。

第2 出題範囲

1 保育の本質

- (1) 保育の意義とその思想
- (2) 保育の目標
- (3) 子どもの発達特性
- (4) 保育の原理

2 保育の場

- (1) 家庭
- (2) 保育施設
- (3) 家庭的保育

3 保育の歴史と現状

4 保育所保育の原理

- (1) 保育の特性
- (2) 保育の目標
- (3) 保育の方法
- (4) 保育の環境

5 保育所保育の内容

- (1) 保育の内容構成の基本方針
- (2) 養護に関わるねらい及び内容
- (3) 教育に関わるねらい及び内容

6 保育所保育の計画

- (1) 保育の計画作成上の基本的視点
- (2) 保育課程と指導計画
- (3) 保育の計画作成上の留意事項

7 発達過程に応じた保育と指導計画

- (1) 3歳未満児の保育と指導計画
- (2) 3歳以上児の保育と指導計画

8 保育所の健康・安全上の留意事項

- (1) 健康上の留意事項
- (2) 安全上の留意事項

9 多様な保育ニーズへの対応上の留意事項

- (1) 入所児童の多様な保育ニーズへの対応
- (2) 地域における子育て支援

10 子育てに関する相談援助活動

- (1) 「家族」における現代的課題と支援
- (2) 子育て支援ニーズと相談援助活動
- (3) 相談援助の基本原則
- (4) 保育所における相談援助活動
- (5) 地域における相談援助ネットワーク

11 保育所における自己評価

- (1) 保育士の自己評価
- (2) 保育所の自己評価
- (3) 職員の研修と資質の向上
- 1 2 家庭、地域との連携
 - (1) 保育における連携の意味
 - (2) 家庭との連携
 - (3) 幼稚園・小学校との連携
- 1 3 保育士の資質と任務
- 第3 出題上の留意事項
 - 1 理論的側面の知識よりも、保育の実際との関連を重視した出題が望ましい。
 - 2 社会福祉、児童福祉、精神保健、教育原理、養護原理の出題と十分関連をとって出題する。

教育原理

- 第1 出題の基本方針
 - 教育に関する基礎的概念、教育活動における実践原理を体系的に理解しているかを問うことを基本とする。
- 第2 出題範囲
 - 1 教育の意義、目的及び児童福祉との関連性
 - (1) 教育の意義と目的
 - (2) 教育と児童福祉の関連性
 - 2 教育の基礎的概念と諸理論
 - (1) 諸外国の教育理論
 - (2) 日本の教育理論
 - (3) 幼児教育の理論
 - 3 教育の歴史
 - (1) 諸外国の教育史
 - (2) 日本の教育史
 - (3) 子ども観と教育観の変遷
 - 4 教育の制度
 - (1) 教育制度の基礎
 - (2) 教育法規・教育行政の基礎
 - (3) 諸外国の教育制度
 - 5 教育の実践
 - (1) 教育の内容
 - (2) 教育の方法
 - (3) 教育指導の原理と形態
 - 6 生涯学習社会における教育
 - (1) 生涯学習の基礎
 - (2) 生涯学習社会における教育
 - 7 現代の教育問題
- 第3 出題上の留意事項
 - 1 単なる理論的側面の知識ではなく、保育の実際との関連についての出題が望ましい。

2 児童福祉、保育原理、養護原理の出題と十分関連をとって出題する。

養護原理

第1 出題の基本方針

保育所以外の児童福祉施設における児童処遇に関して、体系的に理解しているかを問うことを基本とする。

第2 出題範囲

1 児童養護の概念

- (1) 家庭や社会の役割
- (2) 社会的養護を必要とする子どもたち
- (3) 児童養護の歴史
- (4) 児童養護の体系
家庭、施設、里親

2 施設における児童養護

- (1) 施設養護の特質
- (2) 施設養護の基本原則
個別化、親子関係の尊重と調整、集団の活用

3 施設養護の実際

- (1) 日常生活及び自立に向けての援助
- (2) 治療的・支援的援助（心の傷を癒したり、心を育むための、また障害を支えるための援助）
- (3) 親子関係・学校・地域などとの関係調整

4 児童福祉施設の運営・管理と援助者

- (1) 援助（養護）の理念
- (2) 児童福祉施設の運営・管理
- (3) 児童福祉施設援助者としての資質
- (4) 個別援助技術や集団援助技術などの専門援助技術
- (5) スーパービジョンとチームワーク
- (6) 倫理の確立

5 今後の課題

第3 出題上の留意事項

- 1 単なる理論的側面の知識ではなく、児童福祉施設の実際との関連についての出題が望ましい。
- 2 児童福祉、保育原理、教育原理の出題と十分関連をとって出題する。

保育実習（保育実習理論及び保育実習実技）

第1 出題の基本方針

保育等に関する教科全体の知識・技能を基礎とし、これらを総合的に実践する応用力を問うことを基本とする。

保育実習理論については、保育原理と比べて具体性のある出題とし、保育実習実技については、児童福祉の場における実践的能力を問う内容にするよう配慮が必要である。

第2 出題範囲

A 保育実習理論

- 1 保育所保育
 - (1) 保育の計画
 - (2) 保育形態
 - (3) デイリープログラム
 - (4) 保育の内容
 - ①養護に関わる保育の内容
 - ア 生命の保持 イ 情緒の安定
 - ②教育に関わる保育の内容
 - ア 健康 イ 人間関係 ウ 環境 エ 言葉 オ 表現
 - 2 入所施設の処遇
 - (1) 乳児院の養育
 - (2) 児童養護施設の養護
 - (3) 肢体不自由児施設、知的障害児施設等の療育
 - (4) その他の児童福祉施設の処遇
- B 保育実習実技
- 1 音楽
 - (1) 器楽
 - 楽器 ピアノ、オルガン又は都道府県で指定する楽器
 - 課題曲 都道府県において指定する曲
 - (2) 声楽
 - 童謡など都道府県で指定するもの
 - 2 絵画制作
 - (1) 自由な題材のデッサン
 - (2) 特定課題に対する自由材料による制作
 - (3) 自由課題に対する特定材料による制作
 - (4) 特定課題に対する特定材料による制作
 - 3 言語
 - (1) 童話の語り（童話は選択させる）
 - (2) 絵本、スライド、紙芝居等を使った語り
 - (3) 受験者相互又は試験官との言葉あそび
 - 4 一般保育
 - (1) 保育現場のロールプレイ
 - (2) 提示された複数のカードや絵を使ったお話づくり
 - (3) 保育技術の自由実践
- 第3 出題上の留意事項
- 1 態度、知識、能力が総合的に把握されやすい内容を選定する。
 - 2 児童の保育の実際において具体的に必要度の高い内容を重視し、また、いたずらに高度のものを選択させない。
 - 3 保育実習実技において、児童を参加させるものについては、児童に特別の刺激を与える方法はさける等児童に悪影響のないように留意する。
 - 4 保育実習実技の受験者が多い場合、多人数が同一条件のもとに受験できるよう配慮する。

(別紙 2)

保育士試験受験資格認定基準

都道府県知事は、次の各号の一に該当する者について、児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）第6条の9第4号の認定を行うものとする。

- 1 学校教育法（昭和22年法律第26号）による高等学校を卒業した者若しくは通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）又は文部科学大臣においてこれと同等以上の資格を有すると認定した者であつて、以下に掲げる施設等において、2年以上児童等の保護又は援護に従事した者
 - (1) 次世代育成支援対策交付金の交付対象事業及び評価基準について」に規定するへき地保育所
 - (2) 18歳未満の者が半数以上入所する次に掲げる施設
 - ア 障害者自立支援法（平成17年法律第123号）附則第41条第1項に規定する身体障害者更生援護施設
 - イ 障害者自立支援法附則第58条第1項に規定する知的障害者援護施設
 - ウ 「知的障害者福祉工場の設置及び運営について」（昭和60年5月21日厚生省発児第104号）に規定する知的障害者福祉工場
 - (3) 「保育対策等促進事業の実施について」（平成20年6月9日雇児発第0609001号）に規定する家庭的保育事業
 - (4) 「放課後子どもプラン推進事業の実施について」（平成19年3月30日18文科生第587号雇児発第0330039号）に規定する放課後児童健全育成事業
- 2 1に掲げる施設等において5年以上児童等の保護又は援護に従事した者
- 3 前各号及び昭和63年5月28日厚生省告示第163号に定める者に準ずる者であつて、都道府県知事が適当と認めた者

(別紙 3) 保育士試験実施状況報告書（略）

第1回保育士養成課程等検討会	参考資料6
平成21年11月16日	

保育所における質の向上のためのアクションプログラム
 (「保育所保育指針等の施行等について」雇児発第0328001号：別添4)

平成20年3月28日
厚生労働省

1. 趣旨

このたび、保育所保育指針が告示として公布され、保育の内容の質を高める観点から、保育所における取組の充実・強化がより一層求められている。このような背景を踏まえ、本年2月27日にとりまとめた「新待機児童ゼロ作戦」において、「国及び地方公共団体において、保育所における質の向上のためのアクションプログラムを策定し、質の向上のための保育所の取組を支援する」こととされたところである。

今般、国として、保育の質の向上に資する保育所における各種の取組を支援する観点から、国（厚生労働省）が取り組む施策及び地方公共団体（都道府県及び市町村）が取り組むことが望まれる施策に関する総合的なアクションプログラムを策定することとした。

各地方公共団体においては、本アクションプログラムを踏まえ、各地域の実情等を考慮した保育所における質の向上のためのアクションプログラムを策定することが望ましい。その際、次世代育成支援対策推進法に基づく都道府県行動計画及び市町村行動計画にもその内容を反映させるなど、次世代育成支援対策を進める上で、保育の質を向上させていく視点を重視することが期待される。

2. 実施期間

本アクションプログラムの実施期間は、平成20年度から平成24年度までの5年間とする。なお、地方公共団体が定めるアクションプログラムの実施期間については、次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画との関係等を踏まえ、独自に設定されたい。

3. 具体的施策

(1) 保育実践の改善・向上

【ねらい】 養護及び教育を一体的に行うという保育所における保育の特性を生かしつつ、常に保育の内容や方法を見直し、その改善・向上が図られるようにする。

① 自己評価の推進

国は、保育現場における自己評価が円滑に実施され、養護と教育の充実が図られるとともに、当該自己評価を基盤とした客観的な第三者評価にも資するよう、保育士等及び保育所の自己評価に関するガイドラインを作成する。

② 保育実践の改善・向上に関する調査研究の推進

国は、事業者や民間団体等が行う保育実践上の課題に関する調査研究の支援に努めるとともに、当該研究成果の活用を図る。

都道府県及び市町村においても、事業者や民間団体等が行う保育実践上の課題に関する調査研究を支援するとともに、当該研究成果の活用を図ることが望ましい。

③ 情報技術の活用による業務の効率化

市町村は、情報技術の活用等を通じた保育所における業務の効率化のため、必要な措置を講じることが望ましい。

④ 地域の関係機関等との連携

市町村は、各地域の実情等に応じ、保育所が、地域子育て支援拠点、幼稚園、小学校、放課後児童クラブ、要保護児童対策地域協議会など地域の関係機関等と積極的な連携及び協力を図ることができるよう、必要な支援を行うことが望ましい。

(2) 子どもの健康及び安全の確保

【ねらい】 保育所が、子どもが健康で安全に生活できる場となるようにする。

① 保健・衛生面の対応の明確化

国は、保育所において感染症やその疑いが発生した場合の迅速な対応や、乳幼児の発達の特性に応じた健康診断の円滑な実施等の観点から、保育所における保健・衛生面の対応に関するガイドラインを作成する。

② 看護師等の専門的職員の確保の推進

国は、保育所における体調不良の子どもへの対応など健康面における対策の充実を図るため、看護師等の専門的職員の確保に努める。

③ 嘱託医の役割の明確化

国は、子どもの健康支援等に当たって嘱託医が十分にその役割を果たせるよう、嘱託医の業務を明確化する。

④ 特別の支援を要する子どもの保育の充実

都道府県及び市町村は、障害のある子どもをはじめ特別の支援を要する子どもの保育に関して、保育所と地域の関係機関等との連携が適切に図られるよう、必要な支援を行う。

⑤ 地域の関係機関等との連携

市町村は、保育所が、要保護児童対策地域協議会や母子保健連絡協議会など地域の関係機関等と積極的な連携及び協力を図ることができるよう、必要な支援を行うことが望ましい。

(3) 保育士等の資質・専門性の向上

【ねらい】 保育士等の資質や保育の専門性を高め、保育所において質の高い人材を確保する。

① 保育所内外の研修の充実

国は、保育所が、保育所内外の研修に積極的に取り組めるよう、保育所の職員に対する研修を体系化したガイドラインを作成する。

都道府県及び市町村は、上記ガイドラインを参考にし、保育所の職員に対する研修内容の充実を図るとともに、外部の専門家を恒常的に保育所が活用できる体制を整えるなど研修体制の充実を図ることが望ましい。

② 施設長の役割の強化

国は、保育所の役割や社会的責任を遂行する施設長の責務にかんがみ、施設長の資格要件の明確化について検討する。

③ 保育士の専門性を高めるための資格や養成の在り方の見直し

国は、保育士が保育現場で求められる多様な課題に対応できるようにするため、保育士の専門性を高めるための資格や養成の在り方の見直しについて検討する。

(4) 保育を支える基盤の強化

【ねらい】 (1) から (3) に掲げる保育所の取組を支えるための保育環境の改善・充実が図られるよう、国及び地方公共団体による支援体制等を整備する。

① 評価の充実

子どもの保育に加え、子どもの保護者に対する支援、地域における子育て支援、地域の家庭的保育への支援など幅広い機能を担う保育所の役割を踏まえ、国は、保育士等及び保育所の自己評価に関するガイドラインを作成するとともに、これを踏まえ、現行の第三者評価に関するガイドライン（「保育所版の『福祉サービス第三者評価基準ガイドラインにおける各評価項目の判断基準に関するガイドライン』及び『福祉サービス内容評価基準ガイドライン』等について」（平成17年5月26日厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長、社会・援護局福祉基盤課長連名通知）を改定する。〔一部再掲〕

② 保育に関する研究成果等のデータベース化及び活用

国は、保育実践の改善・向上等に関する各種研究成果、資料等をデータベース化し、保育士や研究者、行政関係者等が活用できる体制を整備する方策について検討する。

③ 専門的な人材や地域の多様な人材の活用

都道府県及び市町村は、保育所が、保育実践に関する専門的な人材や、地域において子育て支援に関わる多様な人材を活用して、地域の実情等に応じた様々な取組を行うことができるよう、人材の確保や必要な調整など体制を整備することが望ましい。

④ 保育環境の改善・充実のための財源の確保

国は、保育所における取組を支える保育環境を改善・充実するために必要な財源の確保に努める。

都道府県及び市町村においても、保育所における取組を支える保育環境を改善・充実するために必要な財源を確保することが望ましい。

第1回保育士養成課程等検討会	参考資料7
平成21年11月16日	

**社会保障審議会 少子化対策特別部会の第一次報告
(平成21年2月24日) より抜粋 (保育士養成に関わる課題等)**

(4) 現行の保育制度の課題

①認可保育所の質の向上

iii) 保育士の養成・研修・処遇等

現行制度においては、保育士資格は、指定保育士養成施設（大学、短大、専修学校等）における2年の養成課程を履修するか、都道府県の実施する保育士試験に合格により、取得する仕組みとなっており、年間約5万人の保育士が要請されている。

保育の量を抜本的拡充を進めていくためには、その担い手となる保育士の量・質の確保、計画的な養成が欠かせない。

また、いったん資格を取得した後は、各保育所における研修や、地方公共団体、保育団体による研修への任意の参加に委ねられており、制度的な専門性向上に向けた研修の体系は整備されていない。また、研修に参加できるだけの人員の余裕がない等の指摘も聞かれる。

自治体の中には、認可保育所のみならず、認可外保育施設等を含め、自治体内のすべての保育事業者に対する研修や情報共有を積極的に実施しているところもあり、こうした取組も参考にしながら、制度的な研修のあり方を検討していく必要がある。

また、保育士の平均勤続年数・賃金は、女性が7.7年、21.7万円/月、男性が5.0年、22.9万円/月となっており、福祉施設介護員（女性が5.3年、20.6万円/月、男性が4.9年、22.7万円/月より若干勤続年数が長く、賃金が高いものの、全産業平均（女性が8.8年、23.9万円/月男性が13.5年、37.3万円/月）に比べ、低い現状にある。保育士の頻繁な交代は、子どもの心理的安定も妨げる。逆に、保育士が安定して長期的子どもの発達を見ることは、子どもの心理的安定に加え、保育士自身の成長にもつながる。保育士が長期に渡り、自身の資質を向上させていけるような仕組みが求められる。

さらに、退職等により保育現場を離れた保育士の再雇用を視野に入れ、研修を含め保育現場に復帰するためのシステムを構築し、増大する保育需要に対処していく必要がある。

(5) 今後の保育制度の姿 ー新たな保育の仕組みー

⑦認可保育所の質の向上

ii) 保育の質の具体的向上

- 親支援の必要性、障害児の受け入れの増加、一人親家庭の増加等、家庭環境の変化等に伴って保育所に求められる役割や、専門性の高まり等に対応した保育の質の向上（職員配置、保育士の処遇、専門性の確保等）について、財源確保とともに、さらに詳細を検討する。
- 施設長や保育士に対する研修の制度的保障の強化や、実務経験と研修受講を通じてステップアップが図れる仕組み（専門性ある保育士や、現場の保育士を指導助言する役割など）について、また、研修の受講を可能とするためにも配置基準の見直しについて、財源確保とともに、さらに詳細を検討する。
- さらに、実務経験と研修受講を通じステップアップした者の配置に関しては、費用の支払いにおいて評価する等により、処遇改善を併せて進めていくことについて、財源確保とともに、さらに詳細を検討する。

※ 量の抜本的拡充を進めるに当たり必要な保育士の計画的養成につき、さらに検討する。

第1回保育士養成課程等検討会	参考資料8
平成21年11月16日	

第5回社会保障審議会 少子化対策特別部会 保育第一専門委員会	資料1-1
平成21年11月6日	

保育の質の確保・向上について(抜粋)

1 第一次報告におけるとりまとめ内容

⑦ 認可保育所の質の向上

i) 最低基準のあり方

地域によって子どもに保障される保育の質が異なることはあってはならず、最低限の水準を確保すべきである。

ii) 保育の質の具体的向上

○ 子どもの最善の利益を保障し、子どもの健やかな育ちを支援するため、保育を直接受ける子どもの視点をいかに担保できるかという視点に立ち、新しい保育所保育指針に示された保育を真に実現するために、保育の質の維持・向上を図っていくことが必要である。

その上で、保育の質を考える上では、子どもとともに親が成長することの支援、子どもと親が地域社会とのつながりを強める場としての機能、保護者と保育所がともに子どものことを考える環境、保護者の満足感等の視点も重要である。

○ 認可保育所は、保育を必要とする子どもの健やかな育ちを支援する場の要であり、今後とも、その「質」を確保しながら「量」の拡充を図っていくことが必要である。

○ 親支援の必要性、障害児の受け入れの増加、一人親家庭の増加等、家庭環境の変化等に伴って保育所に求められる役割や、専門性の高まり等に対応した保育の質の向上(職員配置、保育士の処遇、専門性の確保等)について、財源確保とともに、さらに詳細を検討する。

※ 保育の実施に責任を有する市町村が保育所の質の確保のために取り組むことや第三者評価も含めた各保育所の運営の検証・評価の取組を進めることなども重要である。

※ 保育の質の維持・向上のためには、行政による監査の徹底・強化、保育士と子どもとの間の安定的関係の観点から離職率といった点を把握・点検できる仕組み、保育士の職場環境が変わる中実際の保育現場で実践できる保育士の育成・研修、保育士の特性と能力を最大限発揮するための職場のマネジメントなども重要である。

○ 施設長や保育士に対する研修の制度的保障の強化や、実務経験と研修受講を通じてステップアップが図れる仕組み（専門性ある保育士や、現場の保育士を指導助言する役割など）について、また、研修の受講を可能とするためにも配置基準の見直しについて、財源確保とともに、さらに詳細を検討する。

○ さらに、実務経験と研修受講を通じステップアップした者の配置に関しては、費用の支払いにおいて評価する等により、処遇改善を併せて進めていくことについて、財源確保とともに、さらに詳細を検討する。

※ 量の抜本的拡充を進めるに当たり必要な保育士の計画的養成につき、さらに検討する。

※ 研修の制度的保障の強化に当たっては、認可保育所のみならず、認可外保育施設まで含め、地域内のすべての保育従事者に対して行うものとする方向で、さらに検討する。

iii) 保育の質に関する継続的な検証の仕組みの構築

保育の質が子どもの育ちに与える影響等について、科学的・実証的な調査・研究により、継続的に検証を行っていく仕組みを構築する。

2 保育の質を支える要素

○ 保育サービスは、子どもの健全な育ちを支援する対人サービスであり、その質を支える主要な要素は次のとおり。これらについて、児童福祉施設最低基準及びそれに基づく設置認可、指導監査による最低限度の質の確保、また、研修、評価等による質の向上のための取組みが行われている。

(1) 物理的環境(施設設備の機能、面積等)

(2) 保育者の配置等

(3) 保育内容(養護と教育)

(4) 保育者の質・専門性

3 保育の質の確保・向上のための仕組み(現状)

② 保育所保育指針

- 保育の質を支える仕組みとして、保育内容については「保育所保育指針」により、保育の目標や内容、計画等について定め、全国の研修会における研修、各種広報資料の作成等を通じ、周知徹底を図っている。
…「児童福祉施設最低基準第35条 保育所における保育は、養護と教育が一体的に行われるものとして、その内容については厚生労働大臣がこれを定める。」→保育所保育指針(大臣告示)

③ 保育士の養成、研修

- 保育士資格は、指定保育士養成施設(大学、短大、専修学校等)における2年以上の養成課程を履修するか、都道府県の実施する保育士国家試験の合格により、取得する仕組み。
- 資格取得後は、各保育所における研修や、地方公共団体、保育団体による研修への任意の参加等が行われている。(専門性向上に向けた研修の制度的な体系は未整備)されていない。
…「児童福祉施設最低基準第7条の2② 児童福祉施設は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。」

※ 自治体によっては、認可保育所のみならず、認可外保育施設等を含めた保育従事者に対する研修や情報共有を積極的に実施しているところもある。

④ 評価

(評価)

○ 社会福祉事業については、社会福祉法により、サービスの質の評価を行うこと等により、良質かつ適切なサービスを提供する努力義務が課せられている。また、国には、「福祉サービスの質の公正かつ適切な評価の実施に資するための措置」を講ずる努力義務が課せられており、これに基づき、福祉サービスの第三者評価事業を実施している。

○ 保育所については、保育所保育指針により、保育の質の向上を図るため、保育所の保育内容等について自己評価を行い、その結果を公表する努力義務が課せられている。

- ・ 保育士等による自己評価
- ・ 保育所による自己評価
- ・ 自己評価の公表

※ 社会福祉法及び児童福祉法において、利用者等への情報提供が努力義務として規定されており、保育所の保育方針、保育内容等に関する事項について情報を開示し、保護者等が適切かつ円滑に選択し、保育所を利用できるようにすることを求めている。

⑤ 指導監督

○ 保育所は、児童福祉法に基づき、設置時及びその後において、常に児童福祉施設最低基準に定める設備と運営の基準に適合していることが必要であり、その遵守状況について、定期的に都道府県知事等の監督指導を受け、基準に達しないときは、必要な改善勧告、改善命令、さらには事業の停止、施設設置認可の取消等の処分を受ける。

⑥ 多様なサービス(家庭的保育、一時預かり、認可外保育施設等)についての基準

○ 児童福祉法上位置付けられている一時預かり事業については、法に基づき、児童福祉法施行規則において、保育所に関する児童福祉施設最低基準に準拠することが規定されている。

○ また家庭的保育事業については、改正児童福祉法の施行(H22.4)により、児童福祉法に位置付けられることに伴い、省令に規定する実施基準に基づかなければならないこととなるが、現行も、実施場所や人員配置等について一定の基準を満たす場合に補助対象とすることにより、サービスの質の確保を図っている。

例) 保育士又は看護師の資格を有する者(※)1人に対し、就学前児童3人以下(別途補助者を雇用する場合は5人以下)、専用の部屋を有すること(保育を行う居室は9.9㎡、3人を超える場合は1人超えるにつき、3.3㎡を加算)等

※ 改正児童福祉法の施行に伴い、保育士と同等の知識及び経験を有するものとして市町村長が認める者であって、市町村長が行う研修を終了した者も対象に加えることとしている。

○ 認可外保育施設に対しても、劣悪な施設を排除するために、職員、設備等に関する認可外保育施設指導監督基準があるとともに、制度上、設置の(事後)届出義務が課せられており、都道府県知事による指導監督・勧告・公表・事業停止命令の対象となる。(※ 事業所内保育施設など一部、届出対象外の施設あり。)

4 具体的な論点

③ 多様な保育サービス

- ・ 新しい仕組みの下での短時間や一時預かり、家庭的保育等多様な保育サービスそれぞれについて、一定の基準と、質を担保するための仕組みが必要である。

(2) 保育内容

保育内容については、その基準である保育所保育指針が改正され、本年4月から施行されているところである。

→ 今後さらに、保育指針を踏まえた保育の実践・展開を推進していくために、職員等への周知・理解増進・現場の保育実践を担保するとともに、今後どのような取組を行っていくか。

→ 評価の際の基準となるものとして機能すべきであり、外からみて客観的な評価へ活用できるようにする必要があるのではないか。

→ 保育指針の不断の見直し、将来の更なる改善等のために、保育実践を踏まえた科学的・実証的な調査研究を行っていくことが必要ではないか。

→ 多様な保育サービスについても、その保育内容の基準としての指針が必要。

(3) 保育者

① 保育士の位置付けについてどう考えるか。

i) 保育サービス従事者の中での保育士

現在は大部分が乳幼児の集団保育に従事している状況(指定保育士養成施設卒業者の46%は保育所、23%は幼稚園に就職)にあるが、新たな仕組みにおける多様なニーズに対応した多様な給付メニューの中で、その専門性をどのように位置付けていくか。

ii) 児童福祉事業従事者の中での保育士

保育所以外にも児童養護施設、児童自立支援施設等の小学校入学前の児童に限らない児童福祉施設職員の任用資格とされているが、保育士の養成課程等に照らした専門性をどのように考えるか。

②保育の量の抜本的拡充を進めていくためには、その大きな担い手となる保育士の量・質の確保、計画的な養成が欠かせないが、そのためには、次のような課題について、検討する必要があるのではないか。

- i) 求められる専門性の深化・多様化に対応した保育士養成課程となっているか。また、いくつかの年限の複数のカリキュラムや多様な人材の活用を可能にする養成の仕組みは考えられないか。
- ii) 研修を義務化する等制度的保障の強化について、研修の受講を可能とするために配置の見直しや財源確保と併せて実施する必要があるのではないか。その際、研修を制度的に保障する保育従事者の範囲をどうするか。
- iii) 実務経験と研修受講を通じて、ステップアップが図られる仕組みについて、保育所の中での役割分担、マネジメント体制とステップアップの頻度等をどうするか。さらに、ステップアップした者によるサービス提供が、費用の支払いにおいて評価されることなどによって、処遇の改善につながるような仕組みについて検討することが必要ではないか。これに関し、実務経験と研修受講以外基準とすべきものは何か。
- iv) 保育士が長期的な視野を持って従事できるようにするために、キャリアプランの広がり、例えば、保育の現場から、外の職場で専門性を活かしつつ活躍するキャリアコースを提示することができないか。
- v) また、退職等によって保育現場を離れている保育士の保育現場への再就職支援をさらに推進する必要がある。
- vi) さらに、家庭的保育など多様なサービスにおける保育士以外の担い手についても、その質・専門性の向上を図るため、研修等の支援をさらに推進する必要がある。

(4) 指導監督、評価(事後規制の活用・推進)

客観的基準(最低基準)に基づく指定制度等による事前規制のほか、行政による指導監督、情報公開制度等の事後規制や自己評価・第三者評価、情報公表等により質の確保されたサービスの保障を制度的に担保するためには、以下のような課題がある。

<指導監督>

- ① 公的責任を行政が果たす観点からの質の確保のための指導監督が従来よりも重要な役割を果たすべきであるが、そのための実施体制をどう確保するか。

<評価等>

② 自己評価と第三者評価の連続

質の向上のためには、保育内容、マネジメント体制を含めた保育サービスの運営すべてについて、不断の評価、検証を行うことが必要不可欠である。そのために、第三者評価のあり方、受審をどのように促進していくか、また、第三者評価の意義として第三者評価以前のサービス提供主体として職員一人一人が参画する自己評価の実施が重要であり、こうした自己評価なども含めサービスの質の評価についてのPDCAを組み込んで行くことが必要ではないか。

<家庭、地域、小学校等との連携による評価のあり方>

- ③ 保育は、家庭、地域、小学校等と密接な関係を持っていることから、これらと連携し、その視点を活かした評価も必要ではないか。一方、その際、それらの視点には、それぞれ限界があることに留意する必要がある。

<情報公表>

- ④ 利用者のニーズに合った適切な選択に必要であるとともに、サービスの質の向上の観点からも、職員の保育経験や職員配置、キャリア形成等の実施体制に関する一定の基本的情報と、質の確保のための取組などのサービスの内容に関する情報を提供するとともに、自己評価・第三者評価の結果の公表等と、行政による情報提供が適切に行われるよう、制度的な位置付けを検討することが必要ではないか。

→ 保護者が適切かつ円滑にサービスを選ぶために、公表すべき情報は何か。またどのような頻度・方法で公表が行われるべきか。

第1回保育士養成課程等検討会	参考資料9
平成21年11月16日	

第5回社会保障審議会 少子化対策特別部会 保育第一専門委員会	参考資料1
平成21年11月6日	

保育の質の向上について—保育士資格と養成に限定して—

2009. 11. 6 淑徳大学総合福祉学部 柏女 壺峰

1. 保育士の現状と社会的評価

「保育士の業務は多忙、かつ、感情労働のためストレスも高いが、やりがいもある。また、その業務に比べ専門性の認知度が低く、待遇も十分ではない」

2. 保育士資格、保育士の課題

- (1) 国家試験が免除されている
- (2) 独自の資格法がない
- (3) ステップアップの資格がない、資格の更新制がない
- (4) 2年で幼稚園教諭免許との併有が奨励されるなど就学前集団保育に特化されすぎている
- (5) 小学生以上のケアワーク、被虐待や非行、障害に対するケアワークの専門性が弱い
- (6) 保育指導業務(保育士の専門性を生かした保護者支援業務)の専門性確立が必要である
- (7) 児童福祉施設以外で働く保育士の全国統計がない
- (8) 待遇が十分でない

3. 保育の質の向上のための基本的視点

- (1) 幼児期の教育への投資は、社会的・経済的効果をもたらす
- (2) 発達障害や被虐待など保育・養育に専門性を必要とする事例の増加への対応
- (3) 保護者支援の強化
- (4) 保育士不足の解消のため長く続けられる環境づくりと待遇の向上

4. 保育士資格の課題克服、保育の質の向上のために必要とされること

- (1) 国家試験導入、法制化のあり方等、保育士資格のあり方そのものを検討する必要がある
- (2) 保育士資格の構造化や分化を検討する必要がある

- ①2年の共通課程に、例えば、就学前保育課程、養育福祉課程、療育課程、医療課程、子育て支援課程等を上乗せ
- ②保育士資格を、就学前保育士、養育(療育)福祉士、医療保育士、子育て支援士に分化
- (3)施設保育士(特に社会的養護と障害児福祉)など子ども家庭福祉のケアワーカーとしての保育士養成を強化する必要がある
- (4)保育士のアイデンティティを担保するため、保育士がコアとなった養成教育が必要
- (5)「保育指導」(保育士の専門性を生かした保護者支援業務)の原理と技術等の体系化と養成教育への導入が必要である
- (6)保育士養成カリキュラムの改正が必要である
- ①保育指導原理、保育指導技術論、保育指導技術演習、保育士の責務と倫理、保育アセスメント論、保育マネジメント論
- ②児童虐待援助論等の子ども家庭福祉ケアワーカーとして必要とされる科目
- (7)生涯教育として、一人ひとりの研修計画の策定と実施に対する支援を行う必要がある
- (8)待遇向上を図る必要がある